

修正前														
第1章 総則 第1節 ~ 第2節 第2 処理すべき事務または業務の大綱 6.13. [略] 第2節 第2 処理すべき事務または業務の大綱 6. 指定公共機関														
機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱													
14. <u>日本郵政公社 近畿支社</u> (大津中央郵便局)	1. 郵便物の送達の確保および郵便局の窓口業務の維持 2. 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あての救援を目的とする寄付金の料金免除 3. 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 4. 民間災害救助団体に対する災害ボランティア口座寄付金の公募・配分 5. 為替貯金業務および簡易保険業務の非常取扱い 6. 通信病院における医療救護活動 7. 簡易保険福祉事業団に対する被害救護活動の要請 8. 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金の短期融資													
[以下、略]														
第3節 地勢と気象 第1. 地勢 ~ 第2. 気象 [略]														
彦根における平均風速と既往の極地 (m / s)														
要素	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
平	均	3.2	3.3	3.1	2.5	2.2	2.0	2.0	2.2	2.4	2.5	2.7	2.9	2.6
最大風速	風向	NNW	NNW	N	NW	NNW	SE	ESE	SE	SSE	WNW	NW	W	SSE
	風速	18.8	19.6	17.9	17.9	16.1	16.9	18.5	18.0	31.2	23.9	18.0	20.2	31.2
	起年	1960	1951	1956	1953	1952	1898	1970	1960	1934	1979	1950	1900	1934
	日	17	15	12	30	15	4	5	29	21	1	14	8	9月21日
最大瞬間風速	風向	<u>NNW</u>	NW	NW	SE	WNW	<u>WNW</u>	ESE	SE	SE	WNW	N	NW	SE
	風速	<u>26.1</u>	28.3	26.8	27.7	38.2	<u>25.1</u>	28.7	31.4	42.5	41.5	29.0	27.7	42.5
	起年	<u>1960</u>	2000	1949	1960	1999	<u>1972</u>	1997	2003	1950	1979	1950	1949	1950
	日	<u>17</u>	9	2	20	27	<u>9</u>	26	9	3	1	28	14	9月3日
(注)平均風速は <u>1971</u> 年から <u>2000</u> 年まで 最大風速は 1894 年から <u>2006</u> 年まで 最大瞬間風速は 1920 年から <u>2006</u> 年までの資料による。														

修正後														
第1章 総則 第1節 ~ 第2節 第2 処理すべき事務または業務の大綱 6.13. [略] 第2節 第2 処理すべき事務または業務の大綱 6. 指定公共機関														
機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱													
14. <u>郵便事業株式会社</u> (大津支店)	1. 郵便物の送達の確保 2. 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あて救助用郵便物の料金免除													
15. <u>郵便局株式会社</u> (大津中央郵便局)	1. 郵便物の窓口業務の維持													
[以下、略]														
第3節 地勢と気象 第1. 地勢 ~ 第2. 気象 [略]														
彦根における平均風速と既往の極地 (m / s)														
要素	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
平	均	3.2	3.3	3.1	2.5	2.2	2.0	2.0	2.2	2.4	2.5	2.7	2.9	2.6
最大風速	風向	NNW	NNW	N	NW	NNW	SE	ESE	SE	SSE	WNW	NW	W	SSE
	風速	18.8	19.6	17.9	17.9	16.1	16.9	18.5	18.0	31.2	23.9	18.0	20.2	31.2
	起年	1960	1951	1956	1953	1952	1898	1970	1960	1934	1979	1950	1900	1934
	日	17	15	12	30	15	4	5	29	21	1	14	8	9月21日
最大瞬間風速	風向	<u>NW</u>	NW	NW	SE	WNW	<u>ESE</u>	ESE	SE	SE	WNW	N	NW	SE
	風速	<u>27.2</u>	28.3	26.8	27.7	38.2	<u>36.4</u>	28.7	31.4	42.5	41.5	29.0	27.7	42.5
	起年	<u>2007</u>	2000	1949	1960	1999	<u>2004</u>	1997	2003	1950	1979	1950	1949	1950
	日	<u>7</u>	9	2	20	27	<u>21</u>	26	9	3	1	28	14	9月3日
(注)平均風速は <u>1975</u> 年から <u>2001</u> 年まで 最大風速は 1894 年から <u>2007</u> 年まで 最大瞬間風速は 1920 年から <u>2007</u> 年までの資料による。														

修正前	修正後
<p>3. 気象と災害 (例) <u>5313台風</u>、伊勢湾台風 [以下、略]</p> <p>第2章 災害予防計画 第1節 水害予防計画 第1. 河川対策 1. 計画方針 [略] 2. 現 況 本県内の一級河川の淀川水系指定区間外は瀬田川等 14 河川で延長 73.05km、指定区間は琵琶湖等 502 河川で延長 <u>2,240.839</u>km、木曾川水系は藤子川 1 河川延長 1.6km、北川水系は天増川等 3 河川延長 12.1km である。これらのうち淀川水系の大部分の河川が琵琶湖に流入している。 これらの河川の特徴は天井川と尻無川でかつ湖辺は低湿地の状況を呈して安全度がきわめて低いことであり治水の抜本的対策を推進することは焦眉の急務であるが、治水事業は長期に亘るたゆまない努力と巨額の費用が必要である。</p> <p>3. 事業計画 [略]</p> <p>第2.～第4. [略]</p> <p>第5 防災ダム対策 (県土木交通部)</p> <p>1. 計画方針 一定規模の洪水に対し、ダムで調節を行い下流河川の洪水の防除と渇水時における河川流量の安定を図る。</p> <p>2. 現 況 (1) 余呉湖、日野川、石田川、宇曾川、青土および姉川の6ダムでは洪水調節、および渇水補給を実施しているが、ダム計画洪水を上回る出水を受けたことはない。 (2) 洪水が予想されるときは、流域の関係機関と連絡を密にすると共に、ダム放流量の増加により下流河川で短時間水位上昇が発生する場合には、サイレン、スピーカー等により、一般に周知される。</p> <p>3. 事業計画 (1) 既設ダムにおいては、管理の適正を期すための施設の改善と管理体制の強化を図る。 (2) <u>流域の重要性和近年の出水状況を考慮して県施工ダムの北川ダム(麻生川)、芹谷ダム(芹川)を進める。</u></p> <p>第6.～第7. [略]</p> <p>第2節 土砂災害予防計画 第1 地すべり対策 (県土木交通部、県農政水産部、県琵琶湖環境部)</p> <p>1. 計画方針 地すべりによる被害を除去し、または軽減するため、地すべり等防止法に基づき、地すべり防止区域を指定し、区域内での行為の制限および地すべり防止工事を実施するとともに、緊急時における警戒避難体制を確立し、県土の保全と民生の安定に資する。</p>	<p>3. 気象と災害 (例) <u>昭和28年台風13号</u>、伊勢湾台風 [以下、略]</p> <p>第2章 災害予防計画 第1節 水害予防計画 第1. 河川対策 1. 計画方針 [略] 2. 現 況 本県内の一級河川の淀川水系指定区間外は瀬田川等 14 河川で延長 73.05km、指定区間は琵琶湖等 502 河川で延長 <u>2,238.339</u>km、木曾川水系は藤子川 1 河川延長 1.6km、北川水系は天増川等 3 河川延長 12.1km である。これらのうち淀川水系の大部分の河川が琵琶湖に流入している。 これらの河川の特徴は天井川と尻無川でかつ湖辺は低湿地の状況を呈して安全度がきわめて低いことであり治水の抜本的対策を推進することは焦眉の急務であるが、治水事業は長期に亘るたゆまない努力と巨額の費用が必要である。</p> <p>3. 事業計画 [略]</p> <p>第2.～第4. [略]</p> <p>第5 防災ダム対策 (県土木交通部)</p> <p>1. 計画方針 一定規模の洪水に対し、ダムで調節を行い下流河川の洪水の防除と渇水時における河川流量の安定を図る。</p> <p>2. 現 況 (1) 余呉湖、日野川、石田川、宇曾川、青土および姉川の6ダムでは洪水調節、および渇水補給を実施しているが、ダム計画洪水を上回る出水を受けたことはない。 (2) 洪水が予想されるときは、流域の関係機関と連絡を密にすると共に、ダム放流量の増加により下流河川で短時間水位上昇が発生する場合には、サイレン、スピーカー等により、一般に周知される。</p> <p>3. 事業計画 (1) 既設ダムにおいては、管理の適正を期すための施設の改善と管理体制の強化を図る。 (2) <u>県営治水ダム建設事業については、流域治水の観点からの検討と並行して進める。</u></p> <p>第6.～第7. [略]</p> <p>第2節 土砂災害予防計画 第1 地すべり対策 (県土木交通部、県農政水産部、県琵琶湖環境部)</p> <p>1. 計画方針 地すべりによる被害を除去し、または軽減するため、地すべり等防止法に基づき、地すべり防止区域を指定し、区域内での行為の制限および地すべり防止工事を実施するとともに、緊急時における警戒避難体制を確立し、県土の保全と民生の安定に資する。</p>

修正前	修正後
<p>2. 現 況</p> <p>(1) 県土木交通部 本県は地質および地下水等の関係で、大津市、甲賀市および湖東地方等の一部に地すべりが発生し、またその危険のある箇所62箇所がみられ、県下の9地区147.214haを地すべり防止区域に指定し、このうち2地区(平子、大沢)について継続して工事を進めている。</p> <p>(2) 県農政水産部、県琵琶湖環境部 農林水産省農村振興局所管の地すべり防止区域は現在大津市北部の雄琴地区(336.21ha)上仰木地区(64.34ha)が指定されている。 雄琴地区は、昭和37～45年に 期事業、平成元～10年度に 期事業、平成11～16年度にかけて 期事業として地すべり防止工事が実施されたが、その後も地すべり災害が発生し各所で地すべりの兆候がみられていたため、引き続き平成17年度から 期事業を実施している。 上仰木地区は、昭和39～45年に 期事業、昭和56～平成10年に 期事業、平成11～16年度にかけて 期事業として地すべり防止工事が実施されたが、その後未対策箇所において、各地で地すべりの兆候がみられたため、平成17年から 期事業を実施している。 蒲生郡日野町大字平子地先奥草山地区(79.95ha)を、農林水産省林野庁所管の地すべり防止区域に指定した。当地域は、下流水田(0.2ha)に起伏が生じ、保安林内に地すべり現象が見られたため対策工を実施し、平成16年度に完了した。今後は経過観測を行う。また、地すべり等防止法第7条に基づき地すべり防止区域全般について適正な管理を行うため、地すべり防止施設の管理と区域内のパトロール、降雨量の観測を大津市に、歪計の観測を地質調査会社に委託し、常に監視を行い万全を期している。</p> <p>3. 事業計画</p> <p>(1) 県土木交通部 国土交通省所管分のうち平子地区、大沢地区の2地区について継続して、浸透水および地下水の排除、護岸工等地すべり防止工事を実施する。</p> <p>(2) 県農政水産部、県琵琶湖環境部 農林水産省農村振興局所管分のうち、上仰木地区および雄琴地区は、引き続き平成17年度から 期事業として継続して地すべり防止工事を実施中である。</p> <p>第2 砂 防 対 策(県土木交通部)</p> <p>1. 計画方針 荒廃した山地、溪流の土砂流出、集中豪雨による土石流等の災害から人家、人命を守るため、次の事業を推進する。(1) 荒廃山腹からの土砂の生産を抑制するための山腹工事 (2) 上流山地より流出する土砂を調整し山脚の固定をはかる砂防堰堤工 (3) 溪流の河床安定をはかり縦横浸蝕を防止するための床固工、護岸工 (4) 天井川となった河川の切り下げにより洪水時の災害から人家、耕地を守る護岸工 (5) 土石流発生危険溪流における総合土石流対策</p> <p>2. 現 況 本県水源山地の地質は主に秩父古生層および花崗岩地帯で、台風等の異常降雨時には、崩壊が発生しやすい。また地形的には、中央に琵琶湖があり四方を山で囲まれており、高低差に比して河川延長は短く急流となり流出土砂が多く、下流河川は、ほとんどが天井川を形成している。また土石流危険溪流は、1,892溪流におよび、3万戸以上の人家が土石流の危険にさらされている。</p>	<p>2. 現 況</p> <p>(1) 県土木交通部 本県は地質および地下水等の関係で、大津市、甲賀市および湖東地方等の一部に地すべりが発生し、またその危険のある箇所62箇所がみられ、県下の9地区147.214haを地すべり防止区域に指定し、このうち2地区(平子、大沢)について継続して工事を進めている。</p> <p>(2) 県農政水産部、県琵琶湖環境部 農林水産省農村振興局所管の地すべり防止区域は現在大津市北部の雄琴地区(336.21ha)上仰木地区(64.34ha)が指定されている。 雄琴地区は、昭和37～45年に 期事業、平成元～10年度に 期事業、平成11～16年度にかけて 期事業として地すべり防止工事が実施されたが、その後も地すべり災害が発生し各所で地すべりの兆候がみられていたため、引き続き平成17年度から 期事業を実施している。 上仰木地区は、昭和39～45年に 期事業、昭和56～平成10年に 期事業、平成11～16年度にかけて 期事業として地すべり防止工事が実施されたが、その後未対策箇所において、各地で地すべりの兆候がみられたため、平成17年から 期事業を実施している。 蒲生郡日野町大字平子地先奥草山地区(79.95ha)を、農林水産省林野庁所管の地すべり防止区域に指定した。当地域は、下流水田(0.2ha)に起伏が生じ、保安林内に地すべり現象が見られたため対策工を実施し、平成16年度に完了した。今後は経過観測を行う。また、地すべり等防止法第7条に基づき地すべり防止区域全般について適正な管理を行うため、地すべり防止施設の管理と区域内のパトロール、降雨量の観測を大津市に、歪計の観測を地質調査会社に委託し、常に監視を行い万全を期している。</p> <p>3. 事業計画</p> <p>(1) 県土木交通部 国土交通省所管分のうち平子地区、大沢地区の2地区について継続して、浸透水および地下水の排除、護岸工等地すべり防止工事を実施する。</p> <p>(2) 県農政水産部、県琵琶湖環境部 農林水産省農村振興局所管分のうち、上仰木地区および雄琴地区は、引き続き平成17年度から 期事業として継続して地すべり防止工事を実施中である。</p> <p>第2 砂 防 対 策(県土木交通部)</p> <p>1. 計画方針 荒廃した山地、溪流の土砂流出、集中豪雨による土石流等の災害から人家、人命を守るため、次の事業を推進する。(1) 荒廃山腹からの土砂の生産を抑制するための山腹工事 (2) 上流山地より流出する土砂を調整し山脚の固定をはかる砂防堰堤工 (3) 溪流の河床安定をはかり縦横浸蝕を防止するための床固工、護岸工 (4) 天井川となった河川の切り下げにより洪水時の災害から人家、耕地を守る護岸工 (5) 土石流発生危険溪流における総合土石流対策</p> <p>2. 現 況 本県水源山地の地質は主に秩父古生層および花崗岩地帯で、台風等の異常降雨時には、崩壊が発生しやすい。また地形的には、中央に琵琶湖があり四方を山で囲まれており、高低差に比して河川延長は短く急流となり流出土砂が多く、下流河川は、ほとんどが天井川を形成している。また土石流危険溪流は、1,892溪流におよび、3万戸以上の人家が土石流の危険にさらされている。</p>

修正前	修正後
<p>このため本県においては、平成 18 年度末現在で 1,342 箇所、32,742,604ha の溪流山地、丘陵を砂防指定地に編入するとともに砂防堰堤、床固工、護岸工、山腹工を施工して、土砂の拵止、生産抑制、流出土砂の調整等による土砂災害の軽減に努めてきている。しかし現在の土砂整備率は未だ低水準であり、未調整溪流も多く残されている。</p> <p>3. 事業計画</p> <p>(3) 砂防事業</p> <p>災害時要援護者対策、緊急輸送路保全対策、自然共生型事業の推進等を重点項目として県下溪流に土石流対策砂防堰堤工、床固工、溪流保全工等を計画的に施工している。</p> <p>(2) 総合土砂災害対策</p> <p>昭和 58 年 6 月に設置された「滋賀県総合土石流等対策推進連絡会」を通して他機関との調整を図り、市町による土石流等警戒避難体制の確立に対しての指導、援助を行うものとする。</p> <p>また、情報基盤整備事業および土砂災害情報相互通報システム整備事業により雨量情報等の総合的な土砂災害情報監視システムの整備を実施している。</p> <p>第 3 急傾斜地の崩壊対策（県土木交通部）</p> <p>1. 計画方針</p> <p>急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止し、およびその崩壊に対しての警戒避難体制を整備する等の措置を講じ、もって民生の安定と県土の保全に資する。</p> <p>2. 現況</p> <p>本県においては、台風、集中豪雨により崩壊するおそれのある急傾斜地(30 度以上のがけ)が県下各地に散在しており、特にその崩壊により相当数の居住者その他の者に危害を生ずるおそれのある箇所は県下で 2,341 箇所ある。</p> <p>当該箇所のうち急傾斜地崩壊危険区域に未指定の箇所についても、「がけ崩れ防災週間」などでパトロールを実施し、防災知識の普及を図り、緊急性の高い箇所から急傾斜地崩壊危険区域として指定し、その管理の強化に努めている。なお、急傾斜地崩壊危険区域指定箇所は平成 18 年度末現在 465 箇所、649,304ha である。</p> <p>3. 事業計画</p> <p>急傾斜地崩壊危険箇所(2,341 箇所)を対象に下記の採択基準により緊急度の高い危険箇所より順次、法面保護、擁壁工等を実施する。</p> <p>(1) 補助急傾斜地崩壊対策事業(人工がけは除く。)</p> <p>ア 急傾斜地の高さが 10m 以上であること。</p> <p>イ 移転適地がないこと。</p> <p>ウ 人家おおむね 10 戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。</p> <p>(2) 市町村急傾斜地崩壊対策事業(人工がけは除く。)</p> <p>ア 急傾斜地の高さが 5m 以上であること。</p> <p>イ 移転適地がないこと。</p> <p>ウ 人家おおむね 5 戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれがあり、緊急を要すること。</p> <p>エ 急傾斜地崩壊危険区域の土地所有者等が事業に要する経費を負担することが著しく困難であること。</p> <p>オ 前各号のほか知事が特に必要と認めたもの。</p>	<p>このため本県においては、平成 19 年度末現在で 1,356 箇所、32,787,224ha の溪流山地、丘陵を砂防指定地に編入するとともに砂防堰堤、床固工、護岸工、山腹工を施工して、土砂の拵止、生産抑制、流出土砂の調整等による土砂災害の軽減に努めてきている。しかし現在の土砂整備率は未だ低水準であり、未調整溪流も多く残されている。</p> <p>3. 事業計画</p> <p>(3) 砂防事業</p> <p>災害時要援護者対策、緊急輸送路保全対策、自然共生型事業の推進等を重点項目として県下溪流に土石流対策砂防堰堤工、床固工、溪流保全工等を計画的に施工している。</p> <p>(2) 総合土砂災害対策</p> <p>昭和 58 年 6 月に設置された「滋賀県総合土石流等対策推進連絡会」を通して他機関との調整を図り、市町による土石流等警戒避難体制の確立に対しての指導、援助を行うものとする。</p> <p>また、情報基盤整備事業および土砂災害情報相互通報システム整備事業により雨量情報等の総合的な土砂災害情報監視システムの整備を実施している。</p> <p>第 3 急傾斜地の崩壊対策（県土木交通部）</p> <p>1. 計画方針</p> <p>急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止し、およびその崩壊に対しての警戒避難体制を整備する等の措置を講じ、もって民生の安定と県土の保全に資する。</p> <p>2. 現況</p> <p>本県においては、台風、集中豪雨により崩壊するおそれのある急傾斜地(30 度以上のがけ)が県下各地に散在しており、特にその崩壊により相当数の居住者その他の者に危害を生ずるおそれのある箇所は県下で 2,341 箇所ある。</p> <p>当該箇所のうち急傾斜地崩壊危険区域に未指定の箇所についても、「がけ崩れ防災週間」などでパトロールを実施し、防災知識の普及を図り、緊急性の高い箇所から急傾斜地崩壊危険区域として指定し、その管理の強化に努めている。なお、急傾斜地崩壊危険区域指定箇所は平成 19 年度末現在 472 箇所、655,131ha である。</p> <p>3. 事業計画</p> <p>急傾斜地崩壊危険箇所(2,341 箇所)を対象に下記の採択基準により緊急度の高い危険箇所より順次、法面保護、擁壁工等を実施する。</p> <p>(1) 補助急傾斜地崩壊対策事業(人工がけは除く。)</p> <p>ア 急傾斜地の高さが 10m 以上であること。</p> <p>イ 移転適地がないこと。</p> <p>ウ 人家おおむね 10 戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。</p> <p>(2) 市町村急傾斜地崩壊対策事業(人工がけは除く。)</p> <p>ア 急傾斜地の高さが 5m 以上であること。</p> <p>イ 移転適地がないこと。</p> <p>ウ 人家おおむね 5 戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれがあり、緊急を要すること。</p> <p>エ 急傾斜地崩壊危険区域の土地所有者等が事業に要する経費を負担することが著しく困難であること。</p> <p>オ 前各号のほか知事が特に必要と認めたもの。</p>

修正前	修正後												
<p>第4 土砂災害警戒区域等における対策（県土木交通部）</p> <p>1. 計画方針 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき土砂災害のおそれのある区域についての警戒避難体制の整備・周知、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進し、土砂災害から県民の生命を守る。</p> <p>2. 現況 <table border="0"> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険箇所</td> <td>2,341箇所</td> </tr> <tr> <td>土石流危険渓流</td> <td>1,892箇所</td> </tr> <tr> <td>地滑り危険箇所</td> <td>62箇所</td> </tr> </table> </p> <p>3. 事業計画 県は急傾斜地の崩壊、土石流ならびに地滑りのおそれのある土地について基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行う。</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域 市町は土砂災害警戒区域の指定があった時は、市町地域防災計画において土砂災害に関する情報の収集および伝達、予報または警報の発令、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、住民の円滑な警戒避難が行われるよう、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布やインターネットでの表示等により必要な事項を住民に周知する。 また、警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報および警報の伝達方法を定める。</p> <p>(2) 土砂災害特別警戒区域 県は土砂災害特別警戒区域において次の制限を行う。 ・特定の開発行為に対する許可制 住宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築を行う場合の開発行為には土砂災害防止法に基づく許可を必要とする。 ・建築物の構造規制 居室を有する建築は、作用すると想定される衝撃に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認を行う。 ・建築物の移転等の勧告 著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転などの勧告を行う。なお、移転される方には融資や資金の確保などの支援措置を行う。 [以下、略]</p> <p>第3節～第4節 [略]</p> <p>第5節 気象等観測業務計画 1. 計画方針 [略] 2. 現況 彦根地方気象台、国土交通省、県等各機関の行う気象観測施設の整備状況は次のとおりである。（詳細</p>	急傾斜地崩壊危険箇所	2,341箇所	土石流危険渓流	1,892箇所	地滑り危険箇所	62箇所	<p>第4 土砂災害警戒区域等における対策（県土木交通部）</p> <p>1. 計画方針 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき土砂災害のおそれのある区域についての警戒避難体制の整備・周知、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進し、土砂災害から県民の生命を守る。</p> <p>2. 現況 <table border="0"> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険箇所</td> <td>2,341箇所</td> </tr> <tr> <td>土石流危険渓流</td> <td>1,892箇所</td> </tr> <tr> <td>地滑り危険箇所</td> <td>62箇所</td> </tr> </table> </p> <p>3. 事業計画 県は急傾斜地の崩壊、土石流ならびに地滑りのおそれのある土地について基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行う。</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域 市町は土砂災害警戒区域の指定があった時は、市町地域防災計画において土砂災害に関する情報の収集および伝達、予報または警報の発令、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、住民の円滑な警戒避難が行われるよう、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布やインターネットでの表示等により必要な事項を住民に周知する。 また、警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報および警報の伝達方法を定める。</p> <p>(2) 土砂災害特別警戒区域 県は土砂災害特別警戒区域において次の制限を行う。 ・特定の開発行為に対する許可制 住宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築を行う場合の開発行為には土砂災害防止法に基づく許可を必要とする。 ・建築物の構造規制 居室を有する建築は、作用すると想定される衝撃に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認を行う。 ・建築物の移転等の勧告 著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転などの勧告を行う。なお、移転される方には融資や資金の確保などの支援措置を行う。 [以下、略]</p> <p>第3節～第4節 [略]</p> <p>第5節 気象等観測業務計画 1. 計画方針 [略] 2. 現況 彦根地方気象台、国土交通省、県等各機関の行う気象観測施設の整備状況は次のとおりである。（詳細</p>	急傾斜地崩壊危険箇所	2,341箇所	土石流危険渓流	1,892箇所	地滑り危険箇所	62箇所
急傾斜地崩壊危険箇所	2,341箇所												
土石流危険渓流	1,892箇所												
地滑り危険箇所	62箇所												
急傾斜地崩壊危険箇所	2,341箇所												
土石流危険渓流	1,892箇所												
地滑り危険箇所	62箇所												

滋賀県地域防災計画（風水害等対策編）新旧対照表

資料 2-2

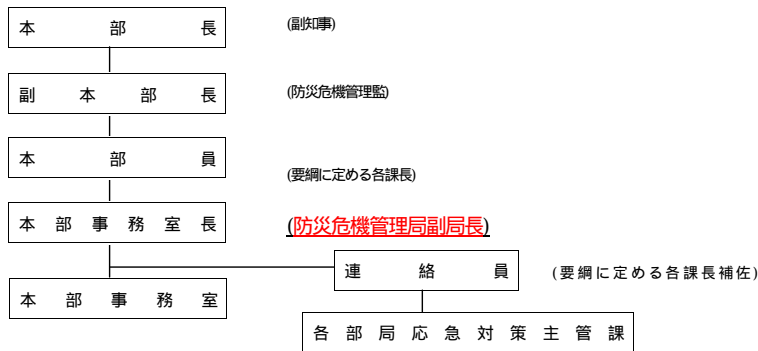
修正前	修正後
<p>は別冊資料編参照)</p> <p>(1) 雨量観測施設</p> <p>ア 彦根地方気象台</p> <p>(ア) 観測所 13 箇所</p> <p>(イ) 観測通報 地域気象観測システム (A M e D A S) により気象庁へ自動観測・通報されている。</p> <p>イ 県土木交通部</p> <p>(ア) 観測所 <u>99</u> 箇所</p> <p>(イ) 観測通報時</p> <p>滋賀県土木防災情報システム (S I S P A D) により雨量情報が水防本部へ自動送信されている。但しシステム障害等の場合、観測所の時間雨量が 20mm を超えたとき、累積雨量が 80mm を超えたとき、6 時間以内に降雨量が 50mm に達したとき、その他相当の降雨があると認められるときは、それ以降天候が回復するまでの間、毎時観測し、水防本部に通報する。</p> <p>ウ 近畿地方整備局琵琶湖河川事務所</p> <p>観測所 43 箇所</p> <p>エ 関西電力株式会社滋賀支店</p> <p>(ア) 観測所 1 箇所</p> <p>(イ) 観測通報等</p> <p>彦根地方気象台の 24 時間観測通報、3 時間観測通報、1 時間観測通報による。</p> <p>(2) 水位観測所</p> <p>水位観測通報については、毎年度定める「水防計画」の定めるところによる。平成 <u>17</u> 年度の水防計画では県水防本部に通報を要する量水標は <u>72</u> ヶ所である。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>3. 事業計画</p> <p>各機関は自然災害を未然に防止するため、気象等観測施設の整備、観測方法の改善に努めるものとする。</p> <p>第 6 節 ～ 第 9 節 [略]</p> <p>第 10 節 電力・ガス施設災害予防計画</p> <p>第 1 電力施設災害予防計画 [略]</p> <p>第 2 ガス施設災害予防計画</p> <p>1. 計画方針</p> <p>災害の発生を未然に防止するために、あるいは、災害が発生した場合にも、その被害を最小限に止めるため、平常から防災施設および工作物の設置および維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等について計画的に実施している。</p> <p>2. 現況</p> <p>現在、滋賀県下には、京滋導管部(草津市・守山市・栗東市・野洲市・東近江市・湖南市・甲賀市・竜王町)・滋賀東支社(彦根・長浜)の支社が、それぞれ独立して、ガス供給を行っている。</p> <p>3. 事業計画 [略]</p>	<p>は別冊資料編参照)</p> <p>(1) 雨量観測施設</p> <p>ア 彦根地方気象台</p> <p>(ア) 観測所 13 箇所</p> <p>(イ) 観測通報 地域気象観測システム (A M e D A S) により気象庁へ自動観測・通報されている。</p> <p>イ 県土木交通部</p> <p>(ア) 観測所 <u>100</u> 箇所</p> <p>(イ) 観測通報時</p> <p>滋賀県土木防災情報システム (S I S P A D) により雨量情報が水防本部へ自動送信されている。但しシステム障害等の場合、観測所の時間雨量が 20mm を超えたとき、累積雨量が 80mm を超えたとき、6 時間以内に降雨量が 50mm に達したとき、その他相当の降雨があると認められるときは、それ以降天候が回復するまでの間、毎時観測し、水防本部に通報する。</p> <p>ウ 近畿地方整備局琵琶湖河川事務所</p> <p>観測所 43 箇所</p> <p>エ 関西電力株式会社滋賀支店</p> <p>(ア) 観測所 1 箇所</p> <p>(イ) 観測通報等</p> <p>彦根地方気象台の 24 時間観測通報、3 時間観測通報、1 時間観測通報による。</p> <p>(2) 水位観測所</p> <p>水位観測通報については、毎年度定める「水防計画」の定めるところによる。平成 <u>19</u> 年度の水防計画では県水防本部に通報を要する量水標は <u>94</u> ヶ所である。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>3. 事業計画</p> <p>各機関は自然災害を未然に防止するため、気象等観測施設の整備、観測方法の改善に努めるものとする。 <u>また竜巻等突風予測技術の精度向上をはかるとともに情報提供に努める。</u></p> <p>第 6 節 ～ 第 9 節 [略]</p> <p>第 10 節 電力・ガス施設災害予防計画</p> <p>第 1 電力施設災害予防計画 [略]</p> <p>第 2 ガス施設災害予防計画</p> <p>1. 計画方針</p> <p>災害の発生を未然に防止するために、あるいは、災害が発生した場合にも、その被害を最小限に止めるため、平常から防災施設および工作物の設置および維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等について計画的に実施している。</p> <p>2. 現況</p> <p>現在、滋賀県下には、京滋導管部(大津市・近江八幡市・草津市・守山市・栗東市・野洲市・東近江市・湖南市・甲賀市・竜王町・彦根市・長浜市・愛荘町・多賀町・高月町)の一部にガス供給を行っている。</p> <p>3. 事業計画 [略]</p>

修正前	修正後
<p>第3 LPガス供給設備等災害予防計画 [略]</p> <p>第11節 ~ 第15節 [略]</p> <p>第16節 災害ボランティアへの支援</p> <p>1. 計画方針 [略]</p> <p>2. 具体的施策の展開</p> <p>第1. ボランティア意識の醸成</p> <p>社会福祉や環境、国際交流等、平常時の各種ボランティア活動で培われる信頼関係や自発的な行動力を、そのまま災害時における被災地での各種支援活動に生かしていけることが望ましい姿であり、このような意識や土壌づくりを推進する必要がある。</p> <p>このため、県・市町は、滋賀県社会福祉協議会、淡海ネットワークセンター等のボランティア関係機関・団体と連携し、平常時のボランティア活動団体の交流や研修等の機会に、災害時の支援活動の必要性やそのための活動環境づくりを進めるための意識啓発を推進する。</p> <p>[以下、略]</p> <p>第17節 災害時要援護者の安全確保と支援体制の強化</p> <p>1. 計画方針</p> <p>災害時における高齢者・障害者等の災害時要援護者には、情報伝達、避難誘導、介護支援等のきめ細かな配慮が必要である。</p> <p>このため県と市町は連携して、避難体制の整備や社会福祉施設等の防災体制の構築、また、避難所の設定や応急仮設住宅の建設等、災害時要援護者に迅速・的確に対応するための体制や施設の整備を図る。</p> <p>2. 具体的施策の展開</p> <p>第1. 在宅の災害時要援護者の避難体制の構築</p> <p>県・市町は自力で避難することが困難な高齢者・障害者等災害時要援護者を適切に避難誘導するため、地域住民や自主防災組織等との連携を図りながら、平常時から適切な避難誘導体制の整備に努める。</p> <p>1. 在宅の災害時要援護者のための避難支援マニュアルの作成等</p> <p>市町は、高齢者・障害者等の災害時要援護者やその介護者が普段から風水害に関する基礎的な知識や風水被害発生時にとるべき行動について理解や関心を高めるため、避難支援マニュアルを作成するとともに、市町に対し災害時要援護者避難計画を作成するよう支援する。</p> <p>2. 安否確認体制の整備</p> <p>市町は、災害時における在宅災害時要援護者の安否確認体制を確保するため、平常時から次の事項の整備に努める。</p> <p>(1) 個人情報保護法（条例）に基づく厳正な管理下での在宅要援護者名簿の整備</p>	<p>第3 LPガス供給設備等災害予防計画 [略]</p> <p>第11節 ~ 第15節 [略]</p> <p>第16節 災害ボランティアへの支援</p> <p>1. 計画方針 [略]</p> <p>2. 具体的施策の展開</p> <p>第1. ボランティア意識の醸成</p> <p>社会福祉や環境、国際交流等、平常時の各種ボランティア活動で培われる信頼関係や自発的な行動力を、そのまま災害時における被災地での各種支援活動に生かしていけることが望ましい姿であり、このような意識や土壌づくりを推進する必要がある。</p> <p>このため、県・市町は、滋賀県社会福祉協議会、淡海ネットワークセンター、滋賀県国際協会等のボランティア関係機関・団体と連携し、平常時のボランティア活動団体の交流や研修等の機会に、災害時の支援活動の必要性やそのための活動環境づくりを進めるための意識啓発を推進する。</p> <p>[以下、略]</p> <p>第17節 災害時要援護者の安全確保と支援体制の強化</p> <p>1. 計画方針</p> <p>災害時における高齢者・障害者等の災害時要援護者には、情報伝達、避難誘導、介護支援等のきめ細かな配慮が必要である。</p> <p>このため県と市町は連携して、避難体制の整備や社会福祉施設等の防災体制の構築、また、避難所の設定や応急仮設住宅の建設等、災害時要援護者に迅速・的確に対応するための体制や施設の整備を図る。</p> <p>2. 具体的施策の展開</p> <p>第1. 在宅の災害時要援護者の避難体制の構築</p> <p>県・市町は自力で避難することが困難な高齢者・障害者等災害時要援護者を適切に避難誘導するため、地域住民や自主防災組織等との連携を図りながら、平常時から適切な避難誘導体制の整備に努める。</p> <p>1. 在宅の災害時要援護者のための避難支援プランの作成等</p> <p>(1)市町は、高齢者・障害者等の災害時要援護者やその介護者が普段から風水害に関する基礎的な知識や風水被害発生時にとるべき行動について理解や関心を高めるため、避難支援マニュアルを作成するとともに、地域における災害時要援護者に係る情報の把握・共有および安否確認方法・支援対策について市町地域福祉計画に盛り込むこととする。また県は、市町に対し災害時要援護者避難計画を作成するよう支援する。</p> <p>(2)市町は、地域住民、自主防災組織率等の協力を得ながら、情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握・共有、一人ひとりの災害時要援護者に対し、複数の避難支援者を定める等具体的な避難支援計画（以下「避難支援プラン」という。）の策定等の避難誘導体制の整備に努める。</p> <p>2. 安否確認体制の整備</p> <p>市町は、災害時における在宅災害時要援護者の安否確認体制を確保するため、平常時から次の事項の整備に努める。</p> <p>(1) 個人情報保護法（条例）に基づく厳正な管理下での在宅要援護者名簿の整備</p>

修正前	修正後
<p>(2) 市町職員、社会福祉協議会職員、介護職員等の福祉関係職員、民生委員・児童委員等の福祉関係者による災害発生直後の安否確認体制の確保</p> <p>(3) 自主防災組織、自治会、消防団、ボランティア組織等との連携体制の確保</p> <p>(4) 警察、消防署等との連携</p> <p>3. 自主防災組織の強化</p> <p>(1) 自主防災組織は、民生委員・児童委員等との連携により風水害発生時に援助を必要とする災害時要援護者の実態把握に努める。</p> <p>(2) 風水被害発生後、直ちに在宅の災害時要援護者の安全確保や避難行動を手助けできるのは、家族や近隣住民であり、自主防災組織が、迅速に安否確認や避難誘導、救助活動が行えるよう普段から地域防災訓練を実施するなど自らの活動力の強化を図る。</p> <p>4. 防災訓練の充実</p> <p>県は、総合防災訓練の実施にあたっては、市町や自主防災組織等を中心に、災害時要援護者に対するきめ細かい対応を想定した訓練の実施に努める。</p> <p>5. 社会福祉施設への緊急入所</p> <p>県・市町は、風水被害により在宅生活が困難となる寝たきり等の高齢者や障害者を支援するため、社会福祉施設への緊急入所の手続き等、必要な事項をあらかじめ関係施設と協議し決めておくこととする。</p> <p>6. 緊急通報システムの整備</p> <p>県・市町は、平常時の福祉・緊急対策事業として一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者等の安全を確保するため、病気等の緊急時に通報できるシステムの整備に努める。また、寝たきり一人暮らしの在宅高齢者に対しては近隣住民の協力が不可欠であることから、近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制に対する指導の充実を図る。</p> <p>第2. 社会福祉施設等における防災体制の構築</p> <p>社会福祉施設の防災体制については、県の社会福祉施設監査等を通じて防災対策計画の策定、近隣の地域住民や自主防災組織、施設との関係の深いボランティア等との連携強化等の指導を行っているが、次の事項を重点に一層の防災体制の充実に努める。</p> <p>1. 防災設備等の整備</p> <p>社会福祉施設の管理者は、災害に対する施設の安全性を高めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄を行う。</p> <p>2. 組織体制の整備</p> <p>社会福祉施設の管理者は、地震災害が発生した場合に迅速・的確に対応できるよう、あらかじめ施設内の防災組織を整えておく。</p> <p>また、地域住民との連携を密にし、入所者の実態等に応じた協力が得られる体制づくりに努める。</p> <p>3. 緊急連絡体制の整備</p> <p>社会福祉施設の管理者は、風水被害の発生に備え、情報伝達手段、方法を明確にするとともに、市町等の関係機関との緊急連絡体制を整える。</p> <p>4. 防災教育、防災訓練の実施</p> <p>社会福祉施設の管理者は、職員や入所者が風水被害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるため、定期的に防災教育・訓練を実施する。</p>	<p>(2) 市町職員、社会福祉協議会職員、ホームヘルパー等の福祉関係職員、民生委員・児童委員等の福祉関係者との連携による在宅要援護者情報の収集と避難支援体制の確保</p> <p>(3) 自主防災組織、自治会、消防団、ボランティア組織等との連携体制の確保</p> <p>(4) 警察、消防署等との連携</p> <p>3. 自主防災組織の強化</p> <p>(1) 自主防災組織は、民生委員・児童委員等との連携により風水害発生時に援助を必要とする災害時要援護者の実態把握に努める。</p> <p>(2) 風水被害発生後、直ちに在宅の災害時要援護者の安全確保や避難行動を手助けできるのは、家族や近隣住民であり、自主防災組織が、迅速に安否確認や避難誘導、救助活動が行えるよう普段から地域防災訓練を実施するの活動力の強化を図る。</p> <p>4. 防災訓練の充実</p> <p>県は、総合防災訓練の実施にあたっては、市町や自主防災組織等を中心に、災害時要援護者に対するきめ細かい対応を想定した訓練の実施に努める。</p> <p>5. 社会福祉施設への緊急入所</p> <p>県・市町は、風水被害により在宅生活が困難となる寝たきり等の高齢者や障害者を支援するため、社会福祉施設への緊急入所の手続き等、必要な事項をあらかじめ関係施設と協議し決めておくこととする。</p> <p>6. 緊急通報システムの整備</p> <p>県・市町は、平常時の福祉・緊急対策事業として一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者等の安全を確保するため、病気等の緊急時に通報できるシステムの整備に努める。また、寝たきり一人暮らしの在宅高齢者に対しては近隣住民の協力が不可欠であることから、近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制に対する指導の充実を図る。</p> <p>第2. 社会福祉施設等における防災体制の構築</p> <p>社会福祉施設の防災体制については、県の社会福祉施設監査等を通じて防災対策計画の策定、近隣の地域住民や自主防災組織、施設との関係の深いボランティア等との連携強化等の指導を行っているが、次の事項を重点に一層の防災体制の充実に努める。</p> <p>1. 防災設備等の整備</p> <p>社会福祉施設の管理者は、災害に対する施設の安全性を高めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄を行う。</p> <p>2. 組織体制の整備</p> <p>社会福祉施設の管理者は、地震災害が発生した場合に迅速・的確に対応できるよう、あらかじめ施設内の防災組織を整えておく。</p> <p>また、地域住民との連携を密にし、入所者の実態等に応じた協力が得られる体制づくりに努める。</p> <p>3. 緊急連絡体制の整備</p> <p>社会福祉施設の管理者は、風水被害の発生に備え、情報伝達手段、方法を明確にするとともに、市町等の関係機関との緊急連絡体制を整える。</p> <p>4. 防災教育、防災訓練の実施</p> <p>社会福祉施設の管理者は、職員や入所者が風水被害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるため、定期的に防災教育・訓練を実施する。</p>

修正前	修正後
<p>5．施設間における災害援助協定の締結 県・市町は、施設の倒壊等による入所者の他施設への移送等、施設相互の応援協力体制について、あらかじめ必要な事項を定めておく。 社会福祉施設の管理者は、風水被害発生に伴い施設等の運営に支障をきたし、施設独自では十分なサービスの提供が確保できない場合に備え、サービス事業者間における災害援助協定等の締結に努める。</p> <p>第3．避難所における災害時要援護者への配慮 市町は、避難所となる公共施設を「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づくバリアフリーの視点から、障害者トイレ、スロープ、手摺り、ファクシミリ、<u>文字放送テレビ</u>等の整備を進める。</p> <p>また、災害時要援護者が避難生活を過ごす居室は、トイレに近く冷暖房設備や調理設備が配備され、プライバシーが確保されるなどの配慮を心がける。</p> <p>第4．応急仮設住宅における災害時要援護者への配慮 県は、応急仮設住宅を迅速に整備するため、プレハブ建築協会との協定を締結しているが、建設にあたっては応急仮設住宅の一部を高年齢・障害者対応型とする等、災害時要援護者へのきめ細かい配慮を行う。 また、同一敷地内または近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置する。</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節 防災組織整備計画 第1 組織計画 1 計画方針 [略] 2 滋賀県の組織 (1) 滋賀県災害警戒体制 気象状況等により災害の発生が予想されるときおよび知事が必要と認めるときは、県災害対策本部設置以前の体制として概ね次の基準による配備につき、気象、水防等の情報収集およびその通報にあたることとし、災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合にあっては、災害警戒本部を設けて対処するものとする。 ア 警戒1号体制 [略] イ 警戒2号体制 [略] ウ 滋賀県災害警戒本部 [略] (ア) 滋賀県災害警戒本部 滋賀県災害警戒本部の組織および運営は、「滋賀県災害警戒本部要綱」の定めるところによる。ただし、水防本部、警察部はそれぞれの定めるところによる。</p>	<p>5．施設間における災害援助協定の締結 県・市町は、施設の倒壊等による入所者の他施設への移送等、施設相互の応援協力体制について、あらかじめ必要な事項を定めておく。 社会福祉施設の管理者は、風水被害発生に伴い施設等の運営に支障をきたし、施設独自では十分なサービスの提供が確保できない場合に備え、サービス事業者間における災害援助協定等の締結に努める。</p> <p>第3．避難所における災害時要援護者への配慮 市町は、避難所となる公共施設を「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づくバリアフリーの視点から、障害者トイレ、スロープ、手摺り、ファクシミリ、<u>字幕放送対応テレビ</u>等の整備を進めるとともに、<u>日本語の理解が困難な外国人に配慮し、やさしい日本語や多言語による案内表示、情報提供に努める。</u></p> <p>また、災害時要援護者が避難生活を過ごす居室は、トイレに近く冷暖房設備や調理設備が配備され、プライバシーが確保されるなどの配慮を心がける。</p> <p>第4．応急仮設住宅における災害時要援護者への配慮 県は、応急仮設住宅を迅速に整備するため、プレハブ建築協会との協定を締結しているが、建設にあたっては応急仮設住宅の一部を高年齢・障害者対応型とする等、災害時要援護者へのきめ細かい配慮を行う。 また、同一敷地内または近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置する。</p> <p>第3章 災害応急対策計画 第1節 防災組織整備計画 第1 組織計画 1 計画方針 [略] 2 滋賀県の組織 (1) 滋賀県災害警戒体制 気象状況等により災害の発生が予想されるときおよび知事が必要と認めるときは、県災害対策本部設置以前の体制として概ね次の基準による配備につき、気象、水防等の情報収集およびその通報にあたることとし、災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合にあっては、災害警戒本部を設けて対処するものとする。 ア 警戒1号体制 [略] イ 警戒2号体制 [略] ウ 滋賀県災害警戒本部 [略] (ア) 滋賀県災害警戒本部 滋賀県災害警戒本部の組織および運営は、「滋賀県災害警戒本部要綱」の定めるところによる。ただし、水防本部、警察部はそれぞれの定めるところによる。</p>

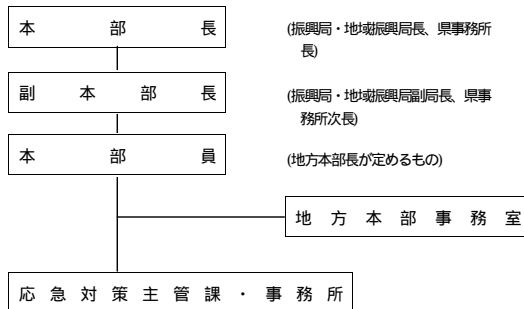
修正前



(イ) 滋賀県災害警戒地方本部

滋賀県災害警戒地方本部の組織および運営は、「滋賀県災害警戒本部要綱」に従い警戒地方本部長が定める。

滋賀県災害警戒地方本部の基本的な機構は、次のとおりとする。



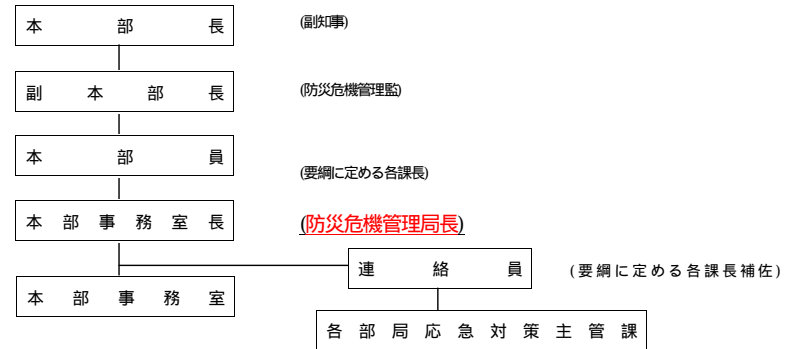
(2) 滋賀県災害対策本部

県に災害対策本部を設置したときは、災害時に法令に基づき、他に設置されている「滋賀県水防本部」ならびに「滋賀県警察警備体制」を、それぞれ災害対策本部のなかの土木交通部ならびに警察部としてそのまま吸収し、組織の一元化を図る。

ア 滋賀県災害対策本部の設置および廃止基準
設置基準

- (ア) 災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき。
- (イ) 県下で震度6弱以上の地震が発生したとき。
- (ウ) 気象業務法に基づく暴風、大雨または洪水、その他の警報が発せられて知事が必要と認めたとき。
- (エ) 大規模な地震、火事、爆発、水難等が発生し、知事が必要と認めたとき。

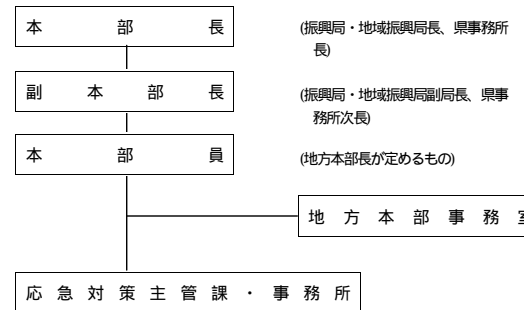
修正後



(イ) 滋賀県災害警戒地方本部

滋賀県災害警戒地方本部の組織および運営は、「滋賀県災害警戒本部要綱」に従い警戒地方本部長が定める。

滋賀県災害警戒地方本部の基本的な機構は、次のとおりとする。



(2) 滋賀県災害対策本部

県に災害対策本部を設置したときは、災害時に法令に基づき、他に設置されている「滋賀県水防本部」ならびに「滋賀県警察警備体制」を、それぞれ災害対策本部のなかの土木交通部ならびに警察部としてそのまま吸収し、組織の一元化を図る。

ア 滋賀県災害対策本部の設置および廃止基準
設置基準

- (ア) 災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき。
- (イ) 県下で震度6弱以上の地震が発生したとき。
- (ウ) 気象業務法に基づく暴風、大雨または洪水、その他の警報が発せられて知事が必要と認めたとき。
- (エ) 大規模な地震、火事、爆発、水難等が発生し、知事が必要と認めたとき。

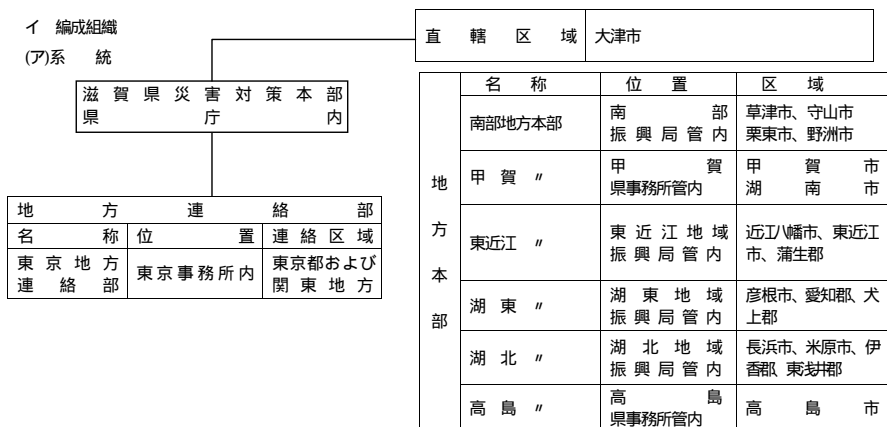
滋賀県地域防災計画（風水害等対策編）新旧対照表

修正前

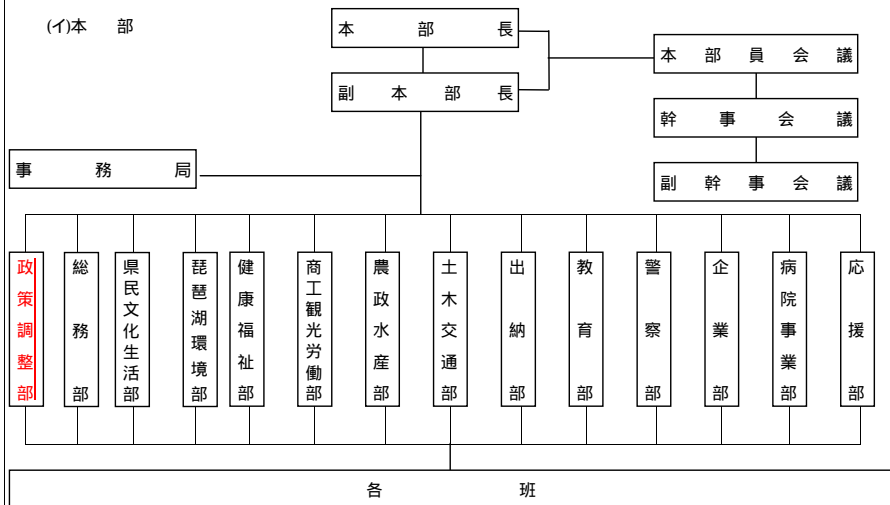
廃止基準

- (ア) 県の地域について、災害発生のおそれが解消したとき。
- (イ) 災害応急対策が概ね完了したとき。
- (ウ) その他本部長が必要なしと認めたととき。

イ 編成組織
(ア)系統



(イ)本部



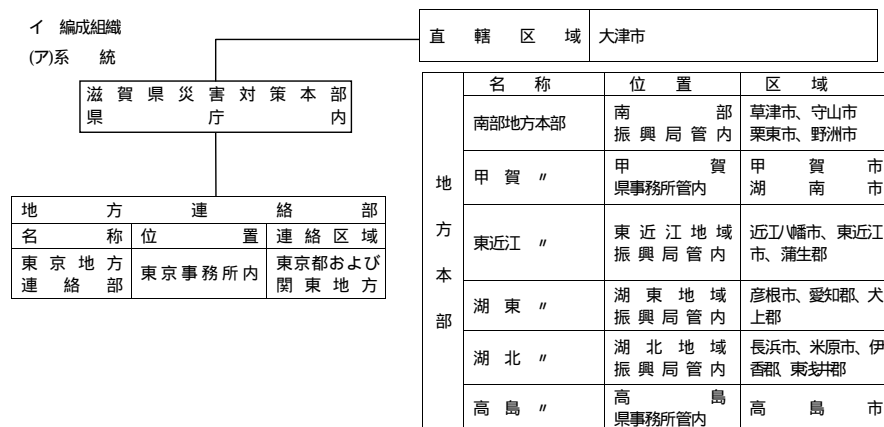
[以下、略]

修正後

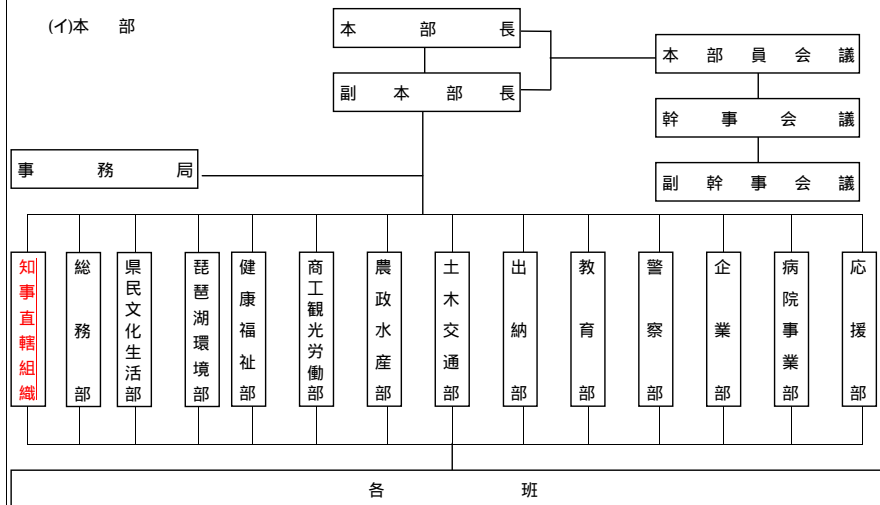
廃止基準

- (ア) 県の地域について、災害発生のおそれが解消したとき。
- (イ) 災害応急対策が概ね完了したとき。
- (ウ) その他本部長が必要なしと認めたととき。

イ 編成組織
(ア)系統



(イ)本部



[以下、略]

修正前

修正後

第2 動員計画

- 1. 計画方針 [略]
- 2. 滋賀県の動員

職員の動員に関する計画は、本計画の定めるところによる。ただし、警察部および企業部については、各管理者の定めるところによる。

(1) 災害警戒時における配備体制

ア 災害警戒本部を設置するに至らない場合は、平常の勤務体制で対処するものとする。

イ 本庁各部(局・課・室)長および各地方機関の長は、常に気象状況その他災害現況を把握し、災害が発生し、または発生することを察知した場合は、勤務時間外であってもこれに対処できる体制を整えておくものとし、おおむね次のとおり配備する。ただし、下水道施設を管理する者にあつては別途定めるところによる。

(ア) 県本部

災害警戒時および災害警戒本部設置時の配備人員

(○)は警戒本部設置時

部局	政策調整部	総務部	県民文化生活部	琵琶湖環境部	健康福祉部	商工観光労働部	農政水産部	土木交通部	出納局	教育委員会	企業庁	病院事業庁
警戒1号体制			防災危機管理 ↓ 宿日直 ↓				耕地 }2 農村振興	監理(1) 道路2 河港3 河川1 都市1 砂防1 住宅(1) 建築(1) 交通(1)				
警戒2号体制 警戒本部	企画調整2 秘書 広報1	人事2 総務1 自治振興	県民生活2 防災危機管理 8 宿日直者1	環境政策2	健康福祉政策2	商工政策2	農政2 耕地 }4 農村振興	監理1 道路4 河港6 河川2 都市1 砂防2 住宅1 建築1 交通1	管理 }2 出納	総務2 教育総務1	総務1 建設1	管理1

[以下、略]

第2節 情報計画

第1 災害情報通信計画

- 1. 計画方針 [略]

- 2. 計画の内容 (1)~(4) [略]

第2 動員計画

- 1. 計画方針 [略]
- 2. 滋賀県の動員

職員の動員に関する計画は、本計画の定めるところによる。ただし、警察部および企業部については、各管理者の定めるところによる。

(1) 災害警戒時における配備体制

ア 災害警戒本部を設置するに至らない場合は、体制で対処するものとする。

イ 本庁各部(局・課・室)長および各地方機関の長は、常に気象状況その他災害現況を把握し、災害が発生し、または発生することを察知した場合は、勤務時間外であってもこれに対処できる体制を整えておくものとし、おおむね次のとおり配備する。ただし、下水道施設を管理する者にあつては別途定めるところによる。

(ア) 県本部

災害警戒時および災害警戒本部設置時の配備人員

(○)は警戒本部設置時

部局	知事直轄組織	総務部	県民文化生活部	琵琶湖環境部	健康福祉部	商工観光労働部	農政水産部	土木交通部	会計管理局	教育委員会	企業庁	病院事業庁
警戒1号体制	防災危機管理 ↓ 宿日直 ↓						耕地 }2 農村振興	監理(1) 道路2 河港3 河川1 都市1 砂防1 住宅(1) 建築(1) 交通(1)				
警戒2号体制 警戒本部	企画調整2 秘書 広報1 防災危機管理 8 宿日直者1	人事2 総務1 自治振興	県民生活2	環境政策2	健康福祉政策2	商工政策2	農政2 耕地 }4 農村振興	監理1 道路4 河港6 河川2 都市1 砂防2 住宅1 建築1 交通1	管理 }2 会計	総務2 教育総務1	総務1 建設1	管理1

[以下、略]

第2節 情報計画

第1 災害情報通信計画

- 1. 計画方針 [略]

- 2. 計画の内容 (1)~(4) [略]

滋賀県地域防災計画（風水害等対策編）新旧対照表

修正前	修正後																																				
<p>(5) 防災関係機関との情報交換、報告</p> <p>ア 防災関係機関はそれぞれの防災業務計画等の定めるところにより、被害状況等を収集し、随時県およびその他の関係機関に状況を通報するものとする。</p> <p>イ 県本部と防災関係各機関は、各種情報の収集について十分連絡調整を行い、または相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努めるものとする。</p>	<p>(5) 防災関係機関との情報交換、報告</p> <p>ア 防災関係機関はそれぞれの防災業務計画等の定めるところにより、被害状況等を収集し、随時県およびその他の関係機関に状況を通報するものとする。</p> <p>イ 県本部と防災関係各機関は、各種情報の収集について十分連絡調整を行い、または相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努めるものとする。</p>																																				
<p>防災関係機関と県本部各班の分担は次のとおりとする。</p>	<p>防災関係機関と県本部各班の分担は次のとおりとする。</p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="73 432 571 464">関係機関名</th> <th data-bbox="571 432 1099 464">県本部・班名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="73 464 571 746"> 大阪航空局(大阪空港事務所) 大阪海上保安監部 大阪管区気象台(彦根地方気象台) 近畿総合通信局 陸上自衛隊今津駐屯部隊 西日本電信電話株式会社(滋賀支店) 大阪ガス株式会社(京滋導管部、<u>滋賀東支社</u>) <u>大津中央郵便局(日本郵政公社)</u> </td> <td data-bbox="571 464 1099 746"> <u>県民文化生活部</u>防災危機管理班 (防災危機管理局) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="73 746 571 815"> 近畿財務局(大津財務事務所) 日本銀行(京都支店) </td> <td data-bbox="571 746 1099 815"> 総務部財政班 (財政課) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="73 815 571 884"> 近畿厚生局 社団法人 滋賀県医師会 </td> <td data-bbox="571 815 1099 884"> 健康福祉部健康推進班 (健康推進課) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="73 884 571 952"> 近畿農政局 </td> <td data-bbox="571 884 1099 952"> 農政水産部農政班 (農政課) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="73 952 571 1021"> 近畿農政局(滋賀農政事務所) </td> <td data-bbox="571 952 1099 1021"> 農政水産部農業経営班 (農業経営課) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="73 1021 571 1090"> 近畿中国森林管理局(滋賀森林管理署) </td> <td data-bbox="571 1021 1099 1090"> 琵琶湖環境部森林政策班 (森林政策課) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="73 1090 571 1179"> 近畿経済産業局 中部近畿産業保安監督部(近畿支部) 関西電力株式会社(滋賀支店) </td> <td data-bbox="571 1090 1099 1179"> 商工観光労働部商工政策班 (商工政策課) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="73 1179 571 1481"> 近畿運輸局(滋賀運輸支局) 日本通運株式会社(大津支店) 琵琶湖汽船株式会社 滋賀県バス協会 滋賀県トラック協会 西日本旅客鉄道株式会社(京都支社) 東海旅客鉄道株式会社(安全対策室) 近江鉄道株式会社 京阪電気鉄道株式会社(大津運輸部) </td> <td data-bbox="571 1179 1099 1481"> 土木交通部交通政策班 (交通政策課) </td> </tr> </tbody> </table>	関係機関名	県本部・班名	大阪航空局(大阪空港事務所) 大阪海上保安監部 大阪管区気象台(彦根地方気象台) 近畿総合通信局 陸上自衛隊今津駐屯部隊 西日本電信電話株式会社(滋賀支店) 大阪ガス株式会社(京滋導管部、 <u>滋賀東支社</u>) <u>大津中央郵便局(日本郵政公社)</u>	<u>県民文化生活部</u> 防災危機管理班 (防災危機管理局)	近畿財務局(大津財務事務所) 日本銀行(京都支店)	総務部財政班 (財政課)	近畿厚生局 社団法人 滋賀県医師会	健康福祉部健康推進班 (健康推進課)	近畿農政局	農政水産部農政班 (農政課)	近畿農政局(滋賀農政事務所)	農政水産部農業経営班 (農業経営課)	近畿中国森林管理局(滋賀森林管理署)	琵琶湖環境部森林政策班 (森林政策課)	近畿経済産業局 中部近畿産業保安監督部(近畿支部) 関西電力株式会社(滋賀支店)	商工観光労働部商工政策班 (商工政策課)	近畿運輸局(滋賀運輸支局) 日本通運株式会社(大津支店) 琵琶湖汽船株式会社 滋賀県バス協会 滋賀県トラック協会 西日本旅客鉄道株式会社(京都支社) 東海旅客鉄道株式会社(安全対策室) 近江鉄道株式会社 京阪電気鉄道株式会社(大津運輸部)	土木交通部交通政策班 (交通政策課)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1099 432 1592 464">関係機関名</th> <th data-bbox="1592 432 2128 464">県本部・班名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1099 464 1592 746"> 大阪航空局(大阪空港事務所) 大阪海上保安監部 大阪管区気象台(彦根地方気象台) 近畿総合通信局 陸上自衛隊今津駐屯部隊 西日本電信電話株式会社(滋賀支店) 大阪ガス株式会社(京滋導管部) <u>郵便事業株式会社(大津支店)</u> <u>郵便局株式会社(大津中央郵便局)</u> </td> <td data-bbox="1592 464 2128 746"> 防災危機管理班 (防災危機管理局) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 746 1592 815"> 近畿財務局(大津財務事務所) 日本銀行(京都支店) </td> <td data-bbox="1592 746 2128 815"> 総務部財政班 (財政課) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 815 1592 884"> 近畿厚生局 社団法人 滋賀県医師会 </td> <td data-bbox="1592 815 2128 884"> 健康福祉部健康推進班 (健康推進課) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 884 1592 952"> 近畿農政局 </td> <td data-bbox="1592 884 2128 952"> 農政水産部農政班 (農政課) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 952 1592 1021"> 近畿農政局(滋賀農政事務所) </td> <td data-bbox="1592 952 2128 1021"> 農政水産部農業経営班 (農業経営課) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 1021 1592 1090"> 近畿中国森林管理局(滋賀森林管理署) </td> <td data-bbox="1592 1021 2128 1090"> 琵琶湖環境部森林政策班 (森林政策課) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 1090 1592 1179"> 近畿経済産業局 中部近畿産業保安監督部(近畿支部) 関西電力株式会社(滋賀支店) </td> <td data-bbox="1592 1090 2128 1179"> 商工観光労働部商工政策班 (商工政策課) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 1179 1592 1481"> 近畿運輸局(滋賀運輸支局) 日本通運株式会社(大津支店) 琵琶湖汽船株式会社 滋賀県バス協会 滋賀県トラック協会 西日本旅客鉄道株式会社(京都支社) 東海旅客鉄道株式会社(安全対策室) 近江鉄道株式会社 京阪電気鉄道株式会社(大津運輸部) </td> <td data-bbox="1592 1179 2128 1481"> 土木交通部交通政策班 (交通政策課) </td> </tr> </tbody> </table>	関係機関名	県本部・班名	大阪航空局(大阪空港事務所) 大阪海上保安監部 大阪管区気象台(彦根地方気象台) 近畿総合通信局 陸上自衛隊今津駐屯部隊 西日本電信電話株式会社(滋賀支店) 大阪ガス株式会社(京滋導管部) <u>郵便事業株式会社(大津支店)</u> <u>郵便局株式会社(大津中央郵便局)</u>	防災危機管理班 (防災危機管理局)	近畿財務局(大津財務事務所) 日本銀行(京都支店)	総務部財政班 (財政課)	近畿厚生局 社団法人 滋賀県医師会	健康福祉部健康推進班 (健康推進課)	近畿農政局	農政水産部農政班 (農政課)	近畿農政局(滋賀農政事務所)	農政水産部農業経営班 (農業経営課)	近畿中国森林管理局(滋賀森林管理署)	琵琶湖環境部森林政策班 (森林政策課)	近畿経済産業局 中部近畿産業保安監督部(近畿支部) 関西電力株式会社(滋賀支店)	商工観光労働部商工政策班 (商工政策課)	近畿運輸局(滋賀運輸支局) 日本通運株式会社(大津支店) 琵琶湖汽船株式会社 滋賀県バス協会 滋賀県トラック協会 西日本旅客鉄道株式会社(京都支社) 東海旅客鉄道株式会社(安全対策室) 近江鉄道株式会社 京阪電気鉄道株式会社(大津運輸部)	土木交通部交通政策班 (交通政策課)
関係機関名	県本部・班名																																				
大阪航空局(大阪空港事務所) 大阪海上保安監部 大阪管区気象台(彦根地方気象台) 近畿総合通信局 陸上自衛隊今津駐屯部隊 西日本電信電話株式会社(滋賀支店) 大阪ガス株式会社(京滋導管部、 <u>滋賀東支社</u>) <u>大津中央郵便局(日本郵政公社)</u>	<u>県民文化生活部</u> 防災危機管理班 (防災危機管理局)																																				
近畿財務局(大津財務事務所) 日本銀行(京都支店)	総務部財政班 (財政課)																																				
近畿厚生局 社団法人 滋賀県医師会	健康福祉部健康推進班 (健康推進課)																																				
近畿農政局	農政水産部農政班 (農政課)																																				
近畿農政局(滋賀農政事務所)	農政水産部農業経営班 (農業経営課)																																				
近畿中国森林管理局(滋賀森林管理署)	琵琶湖環境部森林政策班 (森林政策課)																																				
近畿経済産業局 中部近畿産業保安監督部(近畿支部) 関西電力株式会社(滋賀支店)	商工観光労働部商工政策班 (商工政策課)																																				
近畿運輸局(滋賀運輸支局) 日本通運株式会社(大津支店) 琵琶湖汽船株式会社 滋賀県バス協会 滋賀県トラック協会 西日本旅客鉄道株式会社(京都支社) 東海旅客鉄道株式会社(安全対策室) 近江鉄道株式会社 京阪電気鉄道株式会社(大津運輸部)	土木交通部交通政策班 (交通政策課)																																				
関係機関名	県本部・班名																																				
大阪航空局(大阪空港事務所) 大阪海上保安監部 大阪管区気象台(彦根地方気象台) 近畿総合通信局 陸上自衛隊今津駐屯部隊 西日本電信電話株式会社(滋賀支店) 大阪ガス株式会社(京滋導管部) <u>郵便事業株式会社(大津支店)</u> <u>郵便局株式会社(大津中央郵便局)</u>	防災危機管理班 (防災危機管理局)																																				
近畿財務局(大津財務事務所) 日本銀行(京都支店)	総務部財政班 (財政課)																																				
近畿厚生局 社団法人 滋賀県医師会	健康福祉部健康推進班 (健康推進課)																																				
近畿農政局	農政水産部農政班 (農政課)																																				
近畿農政局(滋賀農政事務所)	農政水産部農業経営班 (農業経営課)																																				
近畿中国森林管理局(滋賀森林管理署)	琵琶湖環境部森林政策班 (森林政策課)																																				
近畿経済産業局 中部近畿産業保安監督部(近畿支部) 関西電力株式会社(滋賀支店)	商工観光労働部商工政策班 (商工政策課)																																				
近畿運輸局(滋賀運輸支局) 日本通運株式会社(大津支店) 琵琶湖汽船株式会社 滋賀県バス協会 滋賀県トラック協会 西日本旅客鉄道株式会社(京都支社) 東海旅客鉄道株式会社(安全対策室) 近江鉄道株式会社 京阪電気鉄道株式会社(大津運輸部)	土木交通部交通政策班 (交通政策課)																																				

滋賀県地域防災計画（風水害等対策編）新旧対照表

修正前		修正後	
関係機関名	県本部・班名	関係機関名	県本部・班名
近畿地方整備局(舞鶴港湾事務所) 近畿地方整備局(琵琶湖河川事務所)	土木交通部河港班 (河港課)	近畿地方整備局(舞鶴港湾事務所) 近畿地方整備局(琵琶湖河川事務所)	土木交通部河港班 (河港課)
滋賀労働局	商工観光労働部労政能力開発班 (労政能力開発課)	滋賀労働局	商工観光労働部労政能力開発班 (労政能力開発課)
近畿地方整備局(滋賀国道事務所) 西日本・中日本高速道路株式会社	土木交通部道路班 (道路課)	近畿地方整備局(滋賀国道事務所) 西日本・中日本高速道路株式会社	土木交通部道路班 (道路課)
日本赤十字社(滋賀県支部)	健康福祉部健康福祉政策班 (健康福祉政策課)	日本赤十字社(滋賀県支部)	健康福祉部健康福祉政策班 (健康福祉政策課)
日本放送協会(大津放送局) 株式会社京都放送 びわ湖放送株式会社 株式会社エフエム滋賀	政策調整部広報班 (広報課)	日本放送協会(大津放送局) 株式会社京都放送 びわ湖放送株式会社 株式会社エフエム滋賀	広報班 (広報課)
独立行政法人水資源機構(琵琶湖開発総合管理 所)	琵琶湖環境部環境政策班 (環境政策課)	独立行政法人水資源機構(琵琶湖開発総合管理 所)	琵琶湖環境部環境政策班 (環境政策課)
[以下、略]		[以下、略]	
第2 気象予警報伝達計画		第2 気象予警報伝達計画	
1. 計画方針 [略]		1. 計画方針 [略]	
2. 計画の内容		2. 計画の内容 大雨警報、洪水警報、大雨注意報、洪水注意報を除いて [略]	
(1) 注意報、警報等の種別		(1) 注意報、警報等の種別	
この計画における注意報、警報等の種別および基準は次のとおりとする。		この計画における注意報、警報等の種別および基準は次のとおりとする。	
ア 警報		ア 警報	
警報とは、気象業務法に基づいて県内のいずれかの地域において重大な災害が起こるおそれのある場合において、彦根地方気象台が一般に厳重な警戒をうながすため発表するものをいう。		警報とは、気象業務法に基づいて県内のいずれかの地域において重大な災害が起こるおそれのある場合において、彦根地方気象台が一般に厳重な警戒をうながすため発表するものをいう。	
種類	発表基準	種類	発表基準
暴風警報	暴風により重大な災害が起こる恐れがあるとき。具体的には次の条件に該当する場合。 平均風速 20m/s 以上と予想される場合。	暴風警報	暴風により重大な災害が起こる恐れがあるとき。具体的には次の条件に該当する場合。 平均風速 20m/s 以上と予想される場合。
暴風雪警報	暴風雪により重大な災害が起こる恐れがあるとき。具体的には次の条件に該当する場合。 平均風速が 20m/s 以上で、雪を伴うと予想される場合。	暴風雪警報	暴風雪により重大な災害が起こる恐れがあるとき。具体的には次の条件に該当する場合。 平均風速が 20m/s 以上で、雪を伴うと予想される場合。
大雨警報	大雨により重大な災害が起こる恐れがあるとき。 具体的には次の条件のいずれかに該当すると予想される場合。 1時間降水量が、北部 近江西部 50mm以上 ただし総降水量80mm 以上 湖北 50mm 以上 ただし総降水量100mm 以上 湖東 50mm 以上 ただし総降水量80mm 以上 南部 近江南部 50mm 以上 ただし総降水量80mm 以上 東近江 50mm 以上 ただし総降水量80mm 以上 甲賀 50mm 以上 ただし総降水量100mm 以上 3時間降水量が、北部 近江西部 平地で 80mm以上 山地で100mm 以上	大雨警報	<u>地域内の市町で別表1の基準に達することが予想される場合。</u>
		洪水警報	<u>地域内の市町で別表2の基準に達することが予想される場合。</u>
大雪警報	大雪による重大な災害が起こる恐れがあるとき。 具体的には次の条件に該当すると予想される場合。 24時間降雪の深さ 北部 近江西部 平地で 50cm 以上 山地で60cm 以上 湖北 平地で 50cm 以上 山地で60cm 以上	大雪警報	大雪による重大な災害が起こる恐れがあるとき。 具体的には次の条件に該当すると予想される場合。 24時間降雪の深さ 北部 近江西部 平地で 50cm 以上 山地で60cm 以上 湖北 平地で 50cm 以上 山地で60cm 以上

滋賀県地域防災計画（風水害等対策編）新旧対照表

修正前		修正後	
	<p>湖北 平地で 80 mm以上 山地で100mm 以上 湖東 平地で 80 mm以上 山地で100mm 以上 南部 近江南部 70mm 以上 東近江 平地で 70mm 以上 山地で 100 mm以上 甲賀 90mm 以上 24 時間降水量が、北部 近江西部 平地で 150 mm以上 山地で300mm 以上 湖北 平地で 150 mm以上 山地で300mm 以上 湖東 平地で 150 mm以上 山地で300mm 以上 南部 近江南部 150mm 以上 東近江 平地で 150mm 以上 山地で 300 mm以上 甲賀 180mm 以上</p>		<p>湖東 平地で 40cm 以上 山地で50cm 以上 南部 近江南部 30cm 以上 東近江 30cm 以上 甲賀 30cm 以上</p>
		* 地面現象警報	大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって、重大な災害が起るおそれがあると予想される場合。
		* 浸水警報	浸水によって重大な災害が起る恐れがあると予想される場合。
注)*を付けた警報は、表題を出さないでその事項を気象警報に含めて行う。 <u>平成 20 年 5 月 28 日改正</u>			
洪水警報	<p>大雨、長雨、融雪等の現象により河川が増水し、重大な災害が起る恐れがあるとき。 具体的には次の条件のいずれかに該当すると予想される場合。 1 時間降水量が、北部 近江西部 50 mm以上 ただし総降水量80mm 以上 湖北 50mm 以上 ただし総降水量100mm 以上 湖東 50mm 以上 ただし総降水量80mm 以上 南部 近江南部 50mm 以上 ただし総降水量80mm 以上 東近江 50mm 以上 ただし総降水量80mm 以上 甲賀 50mm 以上 ただし総降水量100mm 以上 3 時間降水量が、北部 近江西部 平地で 80 mm以上 山地で100mm 以上 湖北 平地で 80 mm以上 山地で100mm 以上 湖東 平地で 80 mm以上 山地で100mm 以上 南部 近江南部 70mm 以上 東近江 平地で 70mm 以上 山地で 100 mm以上 甲賀 90mm 以上 24 時間降水量が、北部 近江西部 平地で 150 mm以上 山地で300mm 以上 湖北 平地で 150 mm以上 山地で300mm 以上 湖東 平地で 150 mm以上 山地で300mm 以上 南部 近江南部 150mm 以上 東近江 平地で 150 mm以上 山地で300mm 以上 甲賀 180mm 以上</p>		
大雪警報	<p>大雪による重大な災害が起る恐れがあるとき。 具体的には次の条件に該当すると予想される場合。 24 時間降雪の深さ 北部 近江西部 平地で 50cm 以上 山地で60cm 以上 湖北 平地で 50cm 以上 山地で60cm 以上 湖東 平地で 40cm 以上 山地で50cm 以上 南部 近江南部 30cm 以上 東近江 30cm 以上 甲賀 30cm 以上</p>		
* 地面現象警報	大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって、重大な災害が起るおそれがあると予想される場合。		
* 浸水警報	浸水によって重大な災害が起る恐れがあると予想される場合。		
注)*付けた警報は、表題を出さないでその事項を気象警報に含めて行う。			

滋賀県地域防災計画（風水害等対策編）新旧対照表

修正前		修正後	
<p>イ 注意報 注意報とは、気象業務法に基づき県内のいずれかの地域において災害の発生が予想される場合において、彦根地方気象台が一般的に注意をうながすため発表するものをいう。</p>		<p>イ 注意報 注意報とは、気象業務法に基づき県内のいずれかの地域において災害の発生が予想される場合において、彦根地方気象台が一般的に注意をうながすため発表するものをいう。</p>	
種 類	発 表 基 準	種 類	発 表 基 準
風雪注意報	風雪により災害が起こる恐れがあるとき。具体的には次の条件に該当する場合。 平均風速が12m/s以上で、雪を伴うと予想される場合。	風雪注意報	風雪により災害が起こる恐れがあるとき。具体的には次の条件に該当する場合。 平均風速が12m/s以上で、雪を伴うと予想される場合。
強風注意報	強風により災害が起こる恐れがあるとき。具体的には次の条件に該当する場合。 平均風速が12m/s以上と予想される場合。	強風注意報	強風により災害が起こる恐れがあるとき。具体的には次の条件に該当する場合。 平均風速が12m/s以上と予想される場合。
大雨注意報	<p><u>大雨により災害が起こる恐れがあるとき。</u> 具体的には次の条件のいずれかに該当すると予想される場合。 <u>1時間降水量が、北部 近江西部 30mm以上 ただし総降水量70mm以上</u> <u>湖北 30mm以上 ただし総降水量70mm以上</u> <u>湖東 30mm以上 ただし総降水量70mm以上</u> <u>南部 近江南部 30mm以上 ただし総降水量60mm以上</u> <u>東近江 平地で30mm以上ただし総降水量60mm以上</u> <u>山地で30mm以上 ただし総降水量70mm以上</u> <u>甲賀 30mm以上 ただし総降水量70mm以上</u> <u>3時間降水量が、北部 近江西部 平地で50mm以上 山地で70mm以上</u> <u>湖北 平地で50mm以上 山地で70mm以上</u> <u>湖東 平地で50mm以上 山地で70mm以上</u> <u>南部 近江南部 50mm以上</u> <u>東近江 平地で50mm以上 山地で70mm以上</u> <u>甲賀 50mm以上</u> <u>24時間降水量が、北部 近江西部 平地で100mm以上 山地で150mm以上</u> <u>湖北 平地で100mm以上 山地で150mm以上</u> <u>湖東 平地で100mm以上 山地で150mm以上</u> <u>南部 近江南部 90mm以上</u> <u>東近江 平地で90mm以上 山地で150mm以上</u> <u>甲賀 100mm以上</u></p>	<p><u>大雨注意報</u> <u>地域内の市町で別表3の基準に達することが予想される場合。</u> <u>洪水注意報</u> <u>地域内の市町で別表4の基準に達することが予想される場合。</u></p>	
	<p><u>大雨、長雨、融雪等の現象により河川が増水し、災害が起こる恐れがあるとき。</u> 具体的には次の条件のいずれかに該当すると予想される場合。 <u>1時間降水量が、北部 近江西部 30mm以上ただし総降水量70mm以上</u> <u>湖北 30mm以上 ただし総降水量70mm以上</u> <u>湖東 30mm以上 ただし総降水量70mm以上</u> <u>南部 近江南部 30mm以上 ただし総降水量60mm以上</u> <u>東近江 平地で30mm以上ただし総降水量60mm以上</u> <u>山地で30mm以上ただし総降水量70mm以上</u> <u>甲賀 30mm以上 ただし総降水量70mm以上</u> <u>3時間降水量が、北部 近江西部 平地で50mm以上 山地で70mm以上</u> <u>湖北 平地で50mm以上 山地で70mm以上</u> <u>湖東 平地で50mm以上 山地で70mm以上</u> <u>南部 近江南部 50mm以上</u></p>	<p>大雪により災害が起こる恐れがあるとき。 具体的には次の条件に該当すると予想される場合。 24時間降雪の深さ北部 近江西部 平地で20cm以上 山地で30cm以上 湖北 平地で20cm以上 山地で30cm以上 湖東 平地で20cm以上 山地で30cm以上 南部 近江南部 10cm以上 東近江 10cm以上 甲賀 10cm以上</p>	
洪水注意報	<p><u>大雨、長雨、融雪等の現象により河川が増水し、災害が起こる恐れがあるとき。</u> 具体的には次の条件のいずれかに該当すると予想される場合。 <u>1時間降水量が、北部 近江西部 30mm以上ただし総降水量70mm以上</u> <u>湖北 30mm以上 ただし総降水量70mm以上</u> <u>湖東 30mm以上 ただし総降水量70mm以上</u> <u>南部 近江南部 30mm以上 ただし総降水量60mm以上</u> <u>東近江 平地で30mm以上ただし総降水量60mm以上</u> <u>山地で30mm以上ただし総降水量70mm以上</u> <u>甲賀 30mm以上 ただし総降水量70mm以上</u> <u>3時間降水量が、北部 近江西部 平地で50mm以上 山地で70mm以上</u> <u>湖北 平地で50mm以上 山地で70mm以上</u> <u>湖東 平地で50mm以上 山地で70mm以上</u> <u>南部 近江南部 50mm以上</u></p>	<p>雷注意報 落雷等により災害が予想される場合。 乾燥注意報 空気が乾燥し火災の危険があるとき。 具体的には次の条件に該当する場合。 最小湿度40%以下で、実効湿度65%以下になると予想される場合。 濃霧注意報 濃霧により交通機関等に著しい支障が生じる恐れがあるとき。 具体的には次の条件に該当する場合。 視程が100m以下になると予想される場合。 霜注意報 晩霜により農作物に著しい被害が予想されるとき。 4月1日以降(一応の目安とする) なだれ注意報 なだれにより災害が予想されるとき。 具体的には積雪の深さが50cm以上あり次の条件のいずれかに該当する場合。 1. 24時間降雪の深さ30cm以上 2. 日最高気温10以上 3. 24時間雨量15mm以上 低温注意報 低温のため農作物等に著しい被害が予想されるとき。 具体的には次の条件に該当する場合。 最低気温-5以下になると予想される場合。 着雪注意報 着雪が著しく通信線や送電線等に被害が予想されるとき。 具体的には次の条件に該当する場合。 気温0以上となり、</p>	

滋賀県地域防災計画（風水害等対策編）新旧対照表

資料 2-2

修正前		修正後																									
	<p>東近江 平地で 50mm 以上 山地で 70mm 以上 甲賀 50mm 以上</p> <p>24 時間降水量が、北部 近江西部 平地で 100mm 以上 山地で 150mm 以上 湖北 平地で 100mm 以上 山地で 150mm 以上 湖東 平地で 100mm 以上 山地で 150mm 以上</p> <p>南部 近江南部 90mm 以上 東近江 平地で 90mm 以上 山地で 150mm 以上 甲賀 100mm 以上</p>		<p>北部で、24 時間の降雪の深さが 30cm 以上になると予想される場合。 南部で、24 時間の降雪の深さが 15cm 以上になると予想される場合。</p> <p>*地面現象注意報 大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって、災害が起こる恐れがあると予想される場合。</p> <p>* 浸水注意報 浸水によって、災害が起こる恐れがあると予想される場合。</p>																								
大雪注意報	<p>大雪により災害が起こる恐れがあるとき。具体的には次の条件に該当すると予想される場合。</p> <table border="1"> <tr> <td>24 時間降雪の深さ北部</td> <td>近江西部</td> <td>平地で 20cm 以上</td> <td>山地で 30cm 以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>湖北</td> <td>平地で 20cm 以上</td> <td>山地で 30cm 以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>湖東</td> <td>平地で 20cm 以上</td> <td>山地で 30cm 以上</td> </tr> <tr> <td>南部</td> <td>近江南部</td> <td></td> <td>10cm 以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東近江</td> <td></td> <td>10cm 以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>甲賀</td> <td></td> <td>10cm 以上</td> </tr> </table>	24 時間降雪の深さ北部	近江西部	平地で 20cm 以上	山地で 30cm 以上		湖北	平地で 20cm 以上	山地で 30cm 以上		湖東	平地で 20cm 以上	山地で 30cm 以上	南部	近江南部		10cm 以上		東近江		10cm 以上		甲賀		10cm 以上		<p>印は気象官署の値であることを示す。</p> <p>(注) 1. <u>注意報、警報の発表については、細分区域内の市町ごとの発表基準を用いて判断し、二次細分区域全体を対象に発表する。</u></p> <p>2. 発表基準に記載した数値は、滋賀県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査してきめたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。</p> <p>3. *印を付けた注意報は、標題を出さないでその事項を気象注意報に含めて行う。</p> <p>4. 注意報、警報はその種類にかかわらず、解除されるまで継続される。また新たな注意報警報が発表される時は、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除または更新されて新たな注意報、警報にきりかえられる。</p> <p><参考> <u>土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。</u> <u>流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。</u></p>
24 時間降雪の深さ北部	近江西部	平地で 20cm 以上	山地で 30cm 以上																								
	湖北	平地で 20cm 以上	山地で 30cm 以上																								
	湖東	平地で 20cm 以上	山地で 30cm 以上																								
南部	近江南部		10cm 以上																								
	東近江		10cm 以上																								
	甲賀		10cm 以上																								
雷注意報	落雷等により災害が予想される場合。																										
乾燥注意報	<p>空気が乾燥し火災の危険があるとき。具体的には次の条件に該当する場合。</p> <p>最小湿度 40% 以下で、実効湿度 65% 以下になると予想される場合。</p>																										
濃霧注意報	<p>濃霧により交通機関等に著しい支障が生じる恐れがあるとき。具体的には次の条件に該当する場合。</p> <p>視程が 100m 以下になると予想される場合。</p>																										
霜注意報	晩霜により農作物に著しい被害が予想される時。4 月 1 日以降(一応の目安とする)																										
なだれ注意報	<p>なだれにより災害が予想される時。</p> <p>具体的には積雪の深さが 50cm 以上あり次の条件のいずれかに該当する場合。</p> <p>1. 24 時間降雪の深さ 30cm 以上 2. 日最高気温 10 以上 3. 24 時間雨量 15mm 以上</p>																										
低温注意報	<p>低温のため農作物等に著しい被害が予想される時。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合。</p> <p>最低気温 - 5 以下になると予想される場合。</p>																										
着雪注意報	<p>着雪が著しく通信線や送電線等に被害が予想される時。</p> <p>具体的には次の条件に該当する場合。</p> <p>気温 0 以上となり、 北部で、24 時間の降雪の深さが 30cm 以上になると予想される場合。 南部で、24 時間の降雪の深さが 15cm 以上になると予想される場合。</p>																										
*地面現象注意報	大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって、災害が起こる恐れがあると予想される場合。																										
* 浸水注意報	浸水によって、災害が起こる恐れがあると予想される場合。																										

印は気象官署の値であることを示す。

(注) 1. 発表基準に記載した数値は、滋賀県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して

修正前

- きめたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。
2. *印を付けた注意報は、標題を出さずにその事項を気象注意報に含めて行う。
 3. 注意報、警報はその種類にかかわらず、解除されるまで継続される。また新たな注意報警報が発表される時は、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除または更新されて新たな注意報、警報にきりかえられる。
[以下、略]

修正後

別表1
大雨警報

一次細分 区域	二次細分 区域	市町名	雨量基準(mm)				土壌雨量指数
			平坦地		平坦地以外		
			R1	R3	R1	R3	
北 部	近江西部	大津市 1			70	-	111 ~ 137
		高島市	50	-	80	-	109 ~ 133
	湖 北	長浜市	-	80	50	-	118 ~ 148
		虎姫町	50	-			120 ~ 121
		湖北町	50	-	50	-	117 ~ 125
		高月町	50	-	50	-	119 ~ 125
		木之本町			50	-	119 ~ 148
		西浅井町			50	-	117 ~ 126
		米原市	-	80	70	-	121 ~ 170
	余呉町			70	-	120 ~ 136	
	湖 東	彦根市	50	-	50	-	100 ~ 118
		愛荘町	60	-	60	-	102 ~ 137
		豊郷町	60	-			3
		甲良町	60	-			102 ~ 112
多賀町				80	-	102 ~ 144	
南 部	近江南部	大津市 2	70	-	70	-	101 ~ 113
		草津市	50	-	-	80	103 ~ 113
		守山市	60	-	60	-	3
		栗東市	60	-	-	80	101 ~ 108
		野洲市	50	-	50	-	107 ~ 110
	東近江	近江八幡市	50	-	-	80	111 ~ 121
		安土町	50	-	50	-	110 ~ 114
		日野町	50	-	-	130	111 ~ 146
		竜王町	50	-	50	-	108 ~ 121
		東近江市	50	-	80	-	107 ~ 156
	甲 賀	湖南市	50	-	50	-	99 ~ 107
		甲賀市	50	-	-	170	99 ~ 142

- 1 大津市(伊香立、小野、葛川、木戸、小松及び和邇の各支所管内に限る)
- 2 大津市(近江西部の区域を除く)
- 3 土砂災害警戒情報の対象とする土砂災害の危険性がないため基準値は設定しない。
- 4 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準に市町内における基準値の最低値及び最大値を示す。
雨量基準の「R1」、「R3」はそれぞれ1時間雨量、3時間雨量を示す。
灰色のセルは当該市町に対象となる地域がないことを示す。
この新基準は、平成20年5月28日13時から運用開始予定。

修正前

修正後

別表2
洪水警報

一次細分区域	二次細分区域	市町名	雨量基準 (mm)				流域雨量指数基準	複合基準	
			平坦地		平坦地以外				
			R1	R3	R1	R3	流域名 = 指数	雨量基準と 流域雨量指数基準	
北 部	近江西部	大津市 ¹			70	-	安曇川流域 = 22	-	
		高島市	50	-	80	-	安曇川流域 = 29	R1=20 かつ 安曇川流域 = 18	
	湖北	長浜市	長浜市	-	80	50	-	草野川流域 = 9	-
			田川流域 = 8	-					
		虎姫町	50	-			田川流域 = 8	-	
		湖北町	50	-	50	-	余呉川流域 = 13	-	
		田川流域 = 8	-						
		高月町	50	-	50	-	余呉川流域 = 13	-	
		木之本町			50	-	余呉川流域 = 13	-	
		西浅井町			50	-	-	-	
	湖 東	彦根市	彦根市	50	-	50	-	天野川流域 = 19	-
			余呉川流域 = 13	-					
		高時川流域 = 22	-						
		愛荘町	60	-	60	-	芹川流域 = 28	-	
		犬上川流域 = 25	-						
		宇曾川流域 = 14	-						
豊郷町	60	-			愛知川流域 = 40	-			
宇曾川流域 = 13	-								
甲良町	60	-			宇曾川流域 = 33	-			
多賀町			80	-	宇曾川流域 = 14	-			
南 部	近江南部	大津市 ²	70	-	70	-	大戸川流域 = 16	-	
		信奈川流域 = 14	-						
		草津市	50	-	-	80	草津川流域 = 9	R1=45 かつ 草津川流域 = 5	
		守山市	60	-	60	-	-	-	
	栗東市	60	-	-	80	-	-		
	野洲市	50	-	50	-	-	-		
	東近江	近江八幡市	50	-	-	80	蛇砂川流域 = 10	-	
		安土町	50	-	50	-	蛇砂川流域 = 10	-	
		日野町	50	-	-	130	日野川流域 = 17	-	
		竜王町	50	-	50	-	-	-	
		東近江市	佐久良川流域 = 12	-					
			蛇砂川流域 = 9	-					
愛知川流域 = 34	-								
大同川流域 = 6	-								
甲 賀	湖南市	50	-	50	-	-	-		
	甲賀市	50	-	-	170	-	R1=35 かつ 野洲川流域 = 24		

1 大津市(伊香立、小野、葛川、木戸、小松及び和邇の各支所管内に限る)

2 大津市(近江西部の区域を除く)

雨量基準の「R1」、「R3」はそれぞれ1時間雨量、3時間雨量を示す。

灰色のセルは当該市町に対象となる地域がないことを示す。

修正前

修正後

別表3
大雨注意報

一次細分 区域	二次細分 区域	市町名	雨量基準 (mm)						土壌雨量指数
			平地			山地			
			R1	(RT)	R3	R1	(RT)	R3	
北 部	近江西部	大津市 1	30	(70)	50	30	(70)	70	94 ~ 116
		高島市	30	(70)	50	30	(70)	70	92 ~ 113
	湖 北	長浜市	30	(70)	50	30	(70)	70	100 ~ 125
		虎姫町	30	(70)	50				101 ~ 102
		湖北町	30	(70)	50				99 ~ 106
		高月町	30	(70)	50	30	(70)	70	101 ~ 106
		木之本町	30	(70)	50	30	(70)	70	101 ~ 125
		西浅井町	30	(70)	50	30	(70)	70	99 ~ 107
		米原市	30	(70)	50	30	(70)	70	102 ~ 144
		余呉町	30	(70)	50	30	(70)	70	101 ~ 115
	湖 東	彦根市	30	(70)	50	30	(70)	70	84 ~ 100
		愛荘町	30	(70)	50	30	(70)	70	86 ~ 116
		豊郷町	30	(70)	50				86 ~ 87
		甲良町	30	(70)	50				86 ~ 95
		多賀町	30	(70)	50	30	(70)	70	86 ~ 122
南 部	近江南部	大津市 2	30	(60)	50				85 ~ 96
		草津市	30	(60)	50				87 ~ 96
		守山市	30	(60)	50				91 ~ 93
		栗東市	30	(60)	50				85 ~ 91
		野洲市	30	(60)	50				90 ~ 93
	東近江	近江八幡市	30	(60)	50				94 ~ 102
		安土町	30	(60)	50				93 ~ 96
		日野町	30	(60)	50	30	(70)	70	94 ~ 124
		竜王町	30	(60)	50				91 ~ 102
		東近江市	30	(60)	50	30	(70)	70	90 ~ 132
	甲 賀	湖南市	30	(70)	50				84 ~ 90
		甲賀市	30	(70)	50				84 ~ 120

1 大津市(伊香立、小野、葛川、木戸、小松及び和邇の各支所管内に限る)
 2 大津市(近江西部の区域を除く)
 3 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町内における基準値の最低値及び最大値を示す。
 雨量基準の「R1」、「R3」はそれぞれ1時間雨量、3時間雨量を示し、「RT」は総雨量を示す。
 灰色のセルは当該市町に対象となる地域がないことを示す。
 この新基準は、平成20年5月28日13時から運用開始予定。

修正前

修正後

別表4
洪水注意報

一次細分区域	二次細分区域	市町名	雨量基準 (mm)						流域雨量指数基準 流域名 = 指数
			平地			山地			
			R1 (RT)	R3	R1 (RT)	R3			
北部	近江西部	大津市 1	30 (70)	50	30 (70)	70	安曇川流域 = 13		
		高島市	30 (70)	50	30 (70)	70	安曇川流域 = 16 草野川流域 = 4 田川流域 = 4		
	湖北	長浜市	30 (70)	50	30 (70)	70	田川流域 = 5 余呉川流域 = 9 田川流域 = 5		
		虎姫町	30 (70)	50					
		湖北町	30 (70)	50					
		高月町	30 (70)	50	30 (70)	70	余呉川流域 = 7		
		木之本町	30 (70)	50	30 (70)	70	余呉川流域 = 8		
		西浅井町	30 (70)	50	30 (70)	70	-		
		米原市	30 (70)	50	30 (70)	70	天野川流域 = 6 余呉川流域 = 8 高時川流域 = 14		
	余呉町	30 (70)	50	30 (70)	70	高時川流域 = 14 芹川流域 = 17 犬上川流域 = 15 宇曾川流域 = 8 愛知川流域 = 25			
	湖東	彦根市	30 (70)	50	30 (70)	70	宇曾川流域 = 7 愛知川流域 = 20 宇曾川流域 = 8 犬上川流域 = 13		
		愛荘町	30 (70)	50	30 (70)	70	芹川流域 = 8		
		豊郷町	30 (70)	50					
		甲良町	30 (70)	50					
		多賀町	30 (70)	50	30 (70)	70	大戸川流域 = 8 信楽川流域 = 7 草津川流域 = 5		
	南部	近江南部	大津市 2	30 (60)	50			大戸川流域 = 8 信楽川流域 = 7 草津川流域 = 5	
			草津市	30 (60)	50				
			守山市	30 (60)	50				
栗東市			30 (60)	50					
野洲市			30 (60)	50					
東近江		近江八幡市	30 (60)	50			蛇砂川流域 = 5		
		安土町	30 (60)	50			蛇砂川流域 = 6		
		日野町	30 (60)	50	30 (70)	70	日野川流域 = 7		
		竜王町	30 (60)	50			-		
東近江市		30 (60)	50	30 (70)	70	佐久良川流域 = 6 蛇砂川流域 = 4 愛知川流域 = 16 大同川流域 = 4			
甲賀		湖南市	30 (70)	50			-		
		甲賀市	30 (70)	50			-		

1 大津市(伊香立、小野、葛川、木戸、小松及び和邇の各支所管内に限る)
2 大津市(近江西部の区域を除く)
雨量基準の「R1」、「R3」はそれぞれ1時間雨量、3時間雨量を示し、「RT」は総雨量を示す。
灰色のセルは当該市町に対象となる地域がないことを示す。

印は気象官署の値であることを示す。
[以下、略]

修正前	修正後																		
<p>ウ 気象情報 予報に関する気象情報は目的別に次のように分けられる。 (ア) 注意報、警報に先立って注意を喚起するためのもの。 (イ) 注意報、警報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説するもの。 (ウ) 数年に1回程度発生する記録的な短時間の大雨を観測したなどのときに、一層の警戒を呼び掛けるもの。 (エ) 小雨、長雨、低温、梅雨など比較的長期にわたる現象について注意を喚起したり、解説するためのもの。</p> <p>エ 洪水予報 洪水予報は知事が指定する河川について、彦根地方気象台と共同して洪水のおそれがあるときに水位を示してこれを一般に周知させるため発表するものをいう。</p>	<p>ウ 気象情報 予報に関する気象情報は目的別に次のように分けられる。 (ア)注意報、警報に先立って注意を喚起するためのもの。 (イ)注意報、警報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説するもの。 (ウ)数年に1回程度発生する記録的な短時間の大雨を観測したなどのときに、一層の警戒を呼び掛けるもの。 (エ)小雨、長雨、低温、梅雨など比較的長期にわたる現象について注意を喚起したり、解説するためのもの。</p> <p>エ 洪水予報 洪水予報は知事が指定する河川について、彦根地方気象台と共同して洪水のおそれがあるときに水位を示してこれを一般に周知させるため発表するものをいう。</p>																		
<table border="1"> <tr> <td>洪水警報</td> <td>基準地点の水位が危険水位程度もしくは危険水位を超える洪水となることが予想される時</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>基準地点の水位が警戒水位を超える洪水となることが予想される時</td> </tr> <tr> <td>洪水情報</td> <td>洪水注意報および洪水警報の補足説明もしくは軽微な修正を内容とする時</td> </tr> </table>	洪水警報	基準地点の水位が危険水位程度もしくは危険水位を超える洪水となることが予想される時	洪水注意報	基準地点の水位が警戒水位を超える洪水となることが予想される時	洪水情報	洪水注意報および洪水警報の補足説明もしくは軽微な修正を内容とする時	<table border="1"> <tr> <td>洪水警報</td> <td>基準地点の水位がはん濫危険水位程度もしくははん濫危険水位を超える洪水となることが予想される時もしくは避難判断水位に到達しさらに水位が上昇する時</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>基準地点の水位がはん濫注意水位に到達しさらに水位の上昇が予想される時</td> </tr> <tr> <td>洪水情報</td> <td>洪水注意報および洪水警報の補足説明もしくは軽微な修正を内容とするとき</td> </tr> </table>	洪水警報	基準地点の水位がはん濫危険水位程度もしくははん濫危険水位を超える洪水となることが予想される時もしくは避難判断水位に到達しさらに水位が上昇する時	洪水注意報	基準地点の水位がはん濫注意水位に到達しさらに水位の上昇が予想される時	洪水情報	洪水注意報および洪水警報の補足説明もしくは軽微な修正を内容とするとき						
洪水警報	基準地点の水位が危険水位程度もしくは危険水位を超える洪水となることが予想される時																		
洪水注意報	基準地点の水位が警戒水位を超える洪水となることが予想される時																		
洪水情報	洪水注意報および洪水警報の補足説明もしくは軽微な修正を内容とする時																		
洪水警報	基準地点の水位がはん濫危険水位程度もしくははん濫危険水位を超える洪水となることが予想される時もしくは避難判断水位に到達しさらに水位が上昇する時																		
洪水注意報	基準地点の水位がはん濫注意水位に到達しさらに水位の上昇が予想される時																		
洪水情報	洪水注意報および洪水警報の補足説明もしくは軽微な修正を内容とするとき																		
<p>オ 土砂災害警戒情報 土砂災害警戒情報とは、気象業務法及び災害対策基本法に基づき、次表に示す発表対象地域において大雨による土砂災害の発生が予想される場合において、土砂災害発生の危険性周知のため滋賀県と彦根地方気象台が共同して発表するものである。</p> <table border="1"> <tr> <td>発表対象地域</td> <td>滋賀県内全市町 (ただし、土砂災害危険箇所がない守山市、豊郷町を除く)</td> </tr> <tr> <td>発表単位</td> <td>市町単位</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発表基準</td> <td>警戒基準</td> <td>大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出する降雨指標が監視基準に達したとき</td> </tr> <tr> <td>警戒解除基準</td> <td>大雨警報発表中において、降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想される時</td> </tr> </table>	発表対象地域	滋賀県内全市町 (ただし、土砂災害危険箇所がない守山市、豊郷町を除く)	発表単位	市町単位	発表基準	警戒基準	大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出する降雨指標が監視基準に達したとき	警戒解除基準	大雨警報発表中において、降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想される時	<p>オ 土砂災害警戒情報 土砂災害警戒情報とは、気象業務法及び災害対策基本法に基づき、次表に示す発表対象地域において大雨による土砂災害の発生が予想される場合において、土砂災害発生の危険性周知のため滋賀県と彦根地方気象台が共同して発表するものである。</p> <table border="1"> <tr> <td>発表対象地域</td> <td>滋賀県内全市町 (ただし、土砂災害危険箇所がない守山市、豊郷町を除く)</td> </tr> <tr> <td>発表単位</td> <td>市町単位</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発表基準</td> <td>警戒基準</td> <td>大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出する降雨指標が監視基準に達したとき</td> </tr> <tr> <td>警戒解除基準</td> <td>大雨警報発表中において、降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想される時</td> </tr> </table>	発表対象地域	滋賀県内全市町 (ただし、土砂災害危険箇所がない守山市、豊郷町を除く)	発表単位	市町単位	発表基準	警戒基準	大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出する降雨指標が監視基準に達したとき	警戒解除基準	大雨警報発表中において、降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想される時
発表対象地域	滋賀県内全市町 (ただし、土砂災害危険箇所がない守山市、豊郷町を除く)																		
発表単位	市町単位																		
発表基準	警戒基準	大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出する降雨指標が監視基準に達したとき																	
	警戒解除基準	大雨警報発表中において、降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想される時																	
発表対象地域	滋賀県内全市町 (ただし、土砂災害危険箇所がない守山市、豊郷町を除く)																		
発表単位	市町単位																		
発表基準	警戒基準	大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出する降雨指標が監視基準に達したとき																	
	警戒解除基準	大雨警報発表中において、降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想される時																	
<p>カ 水防警報 水防警報とは、水防法の規定に基づき国土交通大臣または、知事が指定する河川について、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認められるとき警告を発するもので、この措置については滋賀県水防計画で定める。</p> <p>キ <u>水位情報周知河川（特別警戒水位）</u> 国土交通大臣または知事は、水防法に基づき指定する河川について、<u>警戒水位</u>を超える水位で、洪水による災害の発生に特に警戒すべき水位（<u>特別警戒水位</u>）に達したときは、水防管理者に通知するとともに、必要に応じ一般に周知する。</p> <p>ク 火災気象通報 消防法により彦根地方気象台長は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、その状況を直ちに知事に通報する。市町長がこの通報を受けたときは、必要により火災警報を発令するものとする。 なお、火災気象通報の基準および様式は、次のとおりとする。</p>	<p>カ 水防警報 水防警報とは、水防法の規定に基づき国土交通大臣または、知事が指定する河川について、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認められるとき警告を発するもので、この措置については滋賀県水防計画で定める。</p> <p>キ <u>水位周知河川（避難判断水位）</u> 国土交通大臣または知事は、水防法に基づき指定する河川について、<u>はん濫水位</u>を超える水位で、洪水による災害の発生に特に警戒すべき水位（<u>避難判断水位</u>）に達したときは、水防管理者に通知するとともに、必要に応じ一般に周知する。</p> <p>ク 火災気象通報 消防法により彦根地方気象台長は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、その状況を直ちに知事に通報する。市町長がこの通報を受けたときは、必要により火災警報を発令するものとする。 なお、火災気象通報の基準および様式は、次のとおりとする。</p>																		

修正前	修正後
<p>(ア) 実効湿度が65%以下で、最小湿度が30%以下。 (イ) 実効湿度が65%以下で、平均風速が7m/s以上の風が1時間以上吹くと予想したとき。 (ウ) 平均風速12m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。 (エ) 地域細分境界(県南部、県北部)により発表することがある。</p> <p>[以下、略]</p> <p>第3節 ~ 第11節 [略]</p> <p>第12節 農林水産関係応急対策計画</p> <p>1. 計画方針 [略]</p> <p>2. 計画の内容</p> <p>(1) 実施責任者 [略]</p> <p>(2) 実施内容(資料編参照)</p> <p>ア 農作物に対する応急措置 [略]</p> <p>イ 家畜に対する応急<u>指導</u></p> <p>(ア) 家畜の管理指導 県は、市町、畜産関係団体の協力を得て、災害発生に伴う家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。</p> <p>(イ) 家畜の防疫 県は、各種家畜伝染病の発生<u>の恐れのある場合、市町、家畜防疫員の協力を得て、畜舎等の消毒を行い、必要があると認められたときは緊急予防注射を実施し、また家畜伝染病が発生した場合は、家畜等の移動を制限する等の措置をとる。</u></p> <p>(ウ) 家畜の避難 県は、家畜の避難が必要となった場合は、関係市町、関係業者等と連携し、畜産農家が迅速かつ円滑に家畜の避難を実施できるよう努める。</p> <p>(エ) <u>飼料の確保</u> 県は、<u>農業協同組合等において飼料の供給が困難である場合、市町からの連絡により、飼料の取り扱い業者に対し、市町経由で飼料を売却するよう依頼し、飼料を確保するよう努める。</u></p> <p>(オ) <u>家畜用飲料水の確保</u> 県は、<u>畜舎において既存の施設による家畜用飲料水の供給が困難である場合、市町からの連絡により全国農業協同組合連合会滋賀県本部、乳業メーカー等に協力を依頼し、家畜用飲料水を確保するよう努める。</u></p> <p>(カ) <u>死亡畜の処理</u> 県は、死亡畜が発生した場合は、関係市町、関係業者等と連携し、畜産農家が円滑に処理できるよう指導を行う。</p> <p>ウ 林産物に対する応急措置</p> <p>[以下、略]</p>	<p>(ア) 実効湿度が65%以下で、最小湿度が30%以下。 (イ) 実効湿度が65%以下で、平均風速が7m/s以上の風が1時間以上吹くと予想したとき。 (ウ) 平均風速12m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。 (エ) 地域細分境界(県南部、県北部)により発表することがある。</p> <p>[以下、略]</p> <p>第3節 ~ 第11節 [略]</p> <p>第12節 農林水産関係応急対策計画</p> <p>1. 計画方針 [略]</p> <p>2. 計画の内容</p> <p>(1) 実施責任者 [略]</p> <p>(2) 実施内容(資料編参照)</p> <p>ア 農作物に対する応急措置 [略]</p> <p>イ 家畜に対する応急<u>措置</u></p> <p>(ア) 家畜の管理指導 県は、市町、畜産関係団体の協力を得て、災害発生に伴う家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。</p> <p>(イ) 家畜の防疫 県は、各種家畜伝染病の発生<u>または発生のおそれがある場合、市町、農協、家畜診療所等の協力を得て、発生または、まん延を防止するための予防接種、薬剤散布等による消毒を実施する。</u></p> <p>(ウ) 家畜の避難 県は、家畜の避難が必要となった場合は、関係市町、関係業者等と連携し、畜産農家が迅速かつ円滑に家畜の避難を実施できるよう努める。</p> <p>(エ) <u>飼料および家畜用飲料水の確保</u> 県は、<u>飼料および家畜用飲料水の確保が困難な場合、全国農業協同組合連合会滋賀県本部との連携を図るとともに、飼料業者、乳業メーカー等へ協力要請を行う。</u></p> <p>(オ) <u>死亡畜の処理</u> 県は、死亡畜が発生した場合は、関係市町、関係業者等と連携し、畜産農家が円滑に処理できるよう指導を行う。</p> <p>ウ 林産物に対する応急措置</p> <p>[以下、略]</p>

修正前	修正後
<p>第13節 相互協力計画</p> <p>1.～4. [略]</p> <p>5. 地方公共団体との相互協力</p> <p>災害時における都道府県相互の応援措置については、職員の派遣の要請、都道府県知事に対する応援の要請および主務大臣の都道府県知事に対する応援命令に関し、法令に基づく他府県の円滑な協力が得られるよう、あらかじめ協定等を締結しておくものとする。</p> <p>(1) <u>中部9県1市の災害応援に関する協定</u></p> <p>本県を含む富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県および名古屋市の中部9県1市は、平成7年11月14日付けで「災害応援に関する協定書」を締結している。この協定は、災害が発生し被災県市独自では十分に応急措置が実施できない場合に、他県市に応援要請する応援措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めたものであり、その主な内容は、次のとおりである。</p> <p>ア 応援県市</p> <p><u>救援活動等を速やかに実施する体制を執るため、応援県市は、必要に応じ救援対策本部を設置することとし、相互に連絡をとり、主たる応援県市を決定する。</u></p> <p><u>主たる応援県市は、被災県市の被災地に最も交通至便な隣接県市とし、速やかに救援対策本部を設置することとする。</u></p> <p><u>主たる応援県市の救援対策本部の業務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(ア) 被災県市の情報収集と状況把握</p> <p>(イ) <u>災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握</u></p> <p>(ウ) <u>要請内容の協定県市への仕分け(コーディネート)</u></p> <p>(エ) <u>輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡</u></p> <p>(オ) <u>被災県市および災害応急活動実施機関との連絡調整</u></p> <p>(カ) <u>被災者の受け入れ施設の確保および調整</u></p> <p>(キ) <u>国および他の広域圏との調整</u></p> <p>(ク) <u>その他、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務</u></p> <p>イ 応援の内容</p> <p><u>応援県市が行う応援の内容は、次のとおり。</u></p> <p>(ア) <u>物資等の提供および斡旋ならびに人員の派遣</u></p> <p>a 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供および斡旋</p> <p>b 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材および物資の提供および斡旋</p> <p>c 救援および救助活動に必要な車両、舟艇等の提供および斡旋</p> <p>d 救護および応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣</p> <p>(イ) <u>避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災県市の境界付近における必要な措置</u></p> <p>(ウ) <u>被災者の一時収容のための施設の提供</u></p>	<p>第13節 相互協力計画</p> <p>1.～4. [略]</p> <p>5. 地方公共団体との相互協力</p> <p>災害時における都道府県相互の応援措置については、職員の派遣の要請、都道府県知事に対する応援の要請および主務大臣の都道府県知事に対する応援命令に関し、法令に基づく他府県の円滑な協力が得られるよう、あらかじめ協定等を締結しておくものとする。</p> <p>(1) <u>中部9県1市の災害時等の応援に関する協定</u></p> <p>本県を含む富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県および名古屋市の中部9県1市は、平成19年7月26日付けで「災害時等の応援に関する協定書」を締結している。この協定は、災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合並びに武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第1条に定める武力攻撃事態等及び武力攻撃事態対処法第25条第1項に定める緊急対処事態に掲げる事態において、被災県市又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要がある県市では被災者等の避難、救援等の対策が十分に実施できない場合に、被災県市等の要請に基づき行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項について定めたものであり、その主な内容は、次のとおりである。</p> <p>ア 応援県市</p> <p><u>大規模な災害時等においては、救援活動等を速やかに実施できる体制を執るため、応援県市は、必要に応じ被災県市等に対する救援対策本部を設置することができる。</u></p> <p><u>応援県市は、相互に連絡をとり、主たる応援県市を決定する。</u></p> <p><u>主たる応援県市は、速やかに救援対策本部を設置するものとする。</u></p> <p>イ 応援の内容</p> <p><u>応援県市が行う応援の内容は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣</u></p> <p>ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供及びあっせん</p> <p>イ 被災者等の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及びあっせん</p> <p>ウ 避難、救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあっせん</p> <p>エ 避難、救援・救護、救助活動及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣</p> <p>(2) <u>避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災県市等の境界付近における必要な措置</u></p>

修正前	修正後
<p><u>(工) 全各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項</u></p> <p>ウ 応援要請等の手続</p> <p><u>(ア) 応援を受けようとする県市は、無線等により次の事項を明らかにして要請し、後日、速やかに応援要請書を送付するものとする。</u></p> <p>a 被害の状況</p> <p>b 物資・資機材の搬入を要請する場合 物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等</p> <p>c 人員の派遣を要請する場合 職種、人員、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等</p> <p><u>(イ) 要請を受けた県市は、速やかに、被災県市の隣接県市と連絡調整し、要請事項および搬入・派遣に要する時間などの応援計画を無線等により被災県市に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 被災県市は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。</u></p> <p><u>(エ) 主たる応援県市は、応援が終了したときは、被災県市に対して、応援終了報告書を交付するものとする。</u></p> <p>エ 激甚災害における自主的活動</p> <p><u>震度6弱以上の地震時において通信途絶等により被災県市から要請がない場合、他の県市は、速やかにその被災状況について自主的に情報収集を行うものとし、必要な場合、自主的に応援活動を実施するものとする。</u></p> <p>オ 連絡協議会の設置等</p> <p><u>(ア) 各県市は、協定に基づく応援が円滑におこなわれるよう、必要な情報を交換するとともに、他の県市主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(イ) 協定に関する事項、その他必要な事項を研究・協議するため、中部9県1市広域災害応援連絡協議会を設置するものとする。</u></p> <p>(2) 近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定</p> <p>本県を含む福井県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県および徳島県の近畿2府7県は、平成18年4月26日付けで「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定」を締結している。この協定は、災害が発生し被災府県独自では十分に応急措置が実施できない場合に、被災府県が他府県に応急要請する応援措置等を円滑に遂行するため、必要な事項を定めたものであり、その主な内容は、次のとおりである。</p> <p>ア 応援主管府県等の設定</p> <p>相互応援実施の総合調整を図るため、府県毎にあらかじめ応援主管府県および応援副主管府県を設定しておくものとし、災害が発生した場合には、速やかに応援主管府県等に連絡するものとする。連絡を受けた応援主管府県等は、必要に応じ被災府県の状況を他の府県に連絡するものとする。なお、本県が被災した場合の主管府県は京都府、副主管府県は三重県である。また、福井県および三重県が被災した場合、本県が主管府県となる。</p>	<p><u>(3)被災者等の一時収容のための施設の提供</u></p> <p><u>(4)医療機関による傷病者の受入</u></p> <p><u>(5)前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項</u></p> <p><u>各県市は、前項の応援が円滑に実施できるよう必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。</u></p> <p>ウ 応援要請等の手続</p> <p><u>応援を受けようとする県市は、別に定める内容を明らかにして、他の県市に要請するものとする。各県市は、前項の要請を円滑に行うため、通信手段の整備に努めるものとする。</u></p> <p>エ 災害時等における自主的活動</p> <p><u>災害時等であって別に定めるときに通信途絶等により被災県市から前条の要請がない場合、他の県市は速やかにその被災状況について、自主的に情報収集を行うものとする。</u></p> <p>オ 連絡協議会の設置等</p> <p><u>この協定に関する事項、その他必要な事項を研究・協議するため中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会を設置するものとする。</u></p> <p>(2) 近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定</p> <p>本県を含む福井県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県および徳島県の近畿2府7県は、平成18年4月26日付けで「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定」を締結している。この協定は、災害が発生し被災府県独自では十分に応急措置が実施できない場合に、被災府県が他府県に応急要請する応援措置等を円滑に遂行するため、必要な事項を定めたものであり、その主な内容は、次のとおりである。</p> <p>ア 応援主管府県等の設定</p> <p>相互応援実施の総合調整を図るため、府県毎にあらかじめ応援主管府県および応援副主管府県を設定しておくものとし、災害が発生した場合には、速やかに応援主管府県等に連絡するものとする。連絡を受けた応援主管府県等は、必要に応じ被災府県の状況を他の府県に連絡するものとする。なお、本県が被災した場合の主管府県は京都府、副主管府県は三重県である。また、福井県および三重県が被災した場合、本県が主管府県となる。</p>

修正前	修正後
<p>イ 応援の種類 (ア) 食料、飲料水および生活必需物資の提供 (イ) 資機材の提供 (ウ) 避難者、傷病者の受け入れ (エ) 職員の派遣 (オ) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項</p> <p>ウ 防災関係機関等との連携 府県は平素から防災関係機関等と十分な連絡を図ることにより、災害発生時の迅速的確な対応に万全を期すよう努めるものとする。</p> <p>エ 応援要請の手続等 (ア) 応援を要請する府県は、必要とする応援の内容について応援主管府県等に対し、文書により要請を行うものとする。 ただし、そのいとまがない場合には、口頭または電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。 (イ) 要請を受けた応援主管府県等は、他の府県と調整の上、応援計画を作成し、被災府県に対し応援内容を連絡するものとする。</p> <p>オ 緊急派遣 府県において、震度 6 弱以上の地震が観測された場合又は府県間の通信の途絶等の緊急事態が生じた場合には、応援主管府県等は、速やかに当該被災府県に職員を派遣し、応援活動の実施に必要な情報収集を行うものとする。</p> <p>カ 資料の交換、訓練 府県は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年 1 回、必要な参考資料を相互に交換するとともに、毎年合同して災害応急活動に関する訓練を実施するものとする。</p> <p>6. 公共的団体との協力体制 (1) 市町は、区域内における公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能が災害時に十分発揮できるよう体制を整備しておくものとする。さらに住民相互の助け合いの精神に基づく自発的な防災組織に対する指導の強化を図るものとし、これら団体の協力業務および協力方法についても、市町防災計画の中で明確にするとともに、災害時における活動が能率的に処理できるよう、その内容の周知徹底を期するものとする。なお、これら団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。 ア 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市町その他関係機関に連絡すること。 イ 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。 ウ 災害時における広報広聴活動に協力すること。 エ 災害時における出火の防止および初期消火に関し協力すること。 オ 災害時における倒壊家屋に閉じ込められた被災者の救急救助活動に関し協力すること。 カ 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に関すること。 キ 被災者に対するたき出し、救助物資の配分等に協力すること。</p>	<p>イ 応援の種類 (ア) 食料、飲料水および生活必需物資の提供 (イ) 資機材の提供 (ウ) 避難者、傷病者の受け入れ (エ) 職員の派遣 (オ) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項</p> <p>ウ 防災関係機関等との連携 府県は平素から防災関係機関等と十分な連絡を図ることにより、災害発生時の迅速的確な対応に万全を期すよう努めるものとする。</p> <p>エ 応援要請の手続等 (ア) 応援を要請する府県は、必要とする応援の内容について応援主管府県等に対し、文書により要請を行うものとする。 ただし、そのいとまがない場合には、口頭または電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。 (イ) 要請を受けた応援主管府県等は、他の府県と調整の上、応援計画を作成し、被災府県に対し応援内容を連絡するものとする。</p> <p>オ 緊急派遣 府県において、震度 6 弱以上の地震が観測された場合又は府県間の通信の途絶等の緊急事態が生じた場合には、応援主管府県等は、速やかに当該被災府県に職員を派遣し、応援活動の実施に必要な情報収集を行うものとする。</p> <p>カ 資料の交換、訓練 府県は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年 1 回、必要な参考資料を相互に交換するとともに、毎年合同して災害応急活動に関する訓練を実施するものとする。 <u>(3) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定</u> <u>全国知事会は、平成 19 年 7 月 12 日付けで「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」を締結している。</u></p> <p>6. 公共的団体との協力体制 (1) 市町は、区域内における公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能が災害時に十分発揮できるよう体制を整備しておくものとする。さらに住民相互の助け合いの精神に基づく自発的な防災組織に対する指導の強化を図るものとし、これら団体の協力業務および協力方法についても、市町防災計画の中で明確にするとともに、災害時における活動が能率的に処理できるよう、その内容の周知徹底を期するものとする。なお、これら団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。 ア 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市町その他関係機関に連絡すること。 イ 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。 ウ 災害時における広報広聴活動に協力すること。 エ 災害時における出火の防止および初期消火に関し協力すること。 オ 災害時における倒壊家屋に閉じ込められた被災者の救急救助活動に関し協力すること。 カ 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に関すること。 キ 被災者に対するたき出し、救助物資の配分等に協力すること。</p>

修正前	修正後
<p>ク 被災状況の調査に協力すること。 ケ 被災区域内の秩序維持に協力すること。 コ リ災証明書交付事務に協力すること。 サ その他の災害応急対策業務に関すること。 なお、ここでいう公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会および歯科医師会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、青年団、婦人会等をいい、防災組織とは、住民の自発的な防災市民組織、施設の防災組織および業種別の防災組織をいう。</p> <p>(2) 地域住民の協力 被災地の地域住民は、県本部および市町本部が実施する応急対策活動に協力するほか、自発的に以下のような防災活動上の責務を負うものとする。なお、市町は、地域住民の防災活動が有効に実施されるための防災啓発、防災知識の普及促進に努めるものとする。</p> <p>ア 防災機関への協力 イ 被害情報等の防災機関への伝達 ウ 出火防止および初期消火 エ 初期救急救助 オ 災害時要援護者の保護 カ 家庭における水、食糧等の備蓄</p> <p>(3) ボランティアの協力 災害時に置いて被災者の救援等を自発的に行うものは、ボランティアとして県本部および市町本部が実施する応急対策活動に協力する。これらボランティア活動が円滑に実施されるために県本部および市町本部は、滋賀県社会福祉協議会等関係団体と連携し必要な措置を講じる。 詳細については、第3章第19節ボランティア対策計画による。</p> <p>(4) 県と公共的団体との事前協議 災害時において他機関の円滑な協力が得られるよう、県は、次のとおり協定を締結し、あるいは事前協議を整え協力体制を確立する。</p> <p>ア 滋賀県生活協同組合連合会との協定 平成8年3月滋賀県生活協同組合連合会と「災害時に必要な物資の調達に関する協定書」を締結し、災害時において、災害救助に必要な物資の調達についてとりきめている。</p> <p>7. 民間との協力 県および市町ならびに防災関係機関は、その所掌事務に関する民間機関等に対し、災害時に積極的協力が得られるよう協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>(1) 県と民間機関との事前協議 災害時において他機関の円滑な協力が得られるよう、県は、次のとおり協定を締結し、あるいは事前協議を整え協力体制を確立する。</p> <p>ア 流通事業者との協定 平成8年3月以降次に掲げる各流通事業者と「災害救助に必要な物資の調達に関する協定書」を締結し、災害時において、災害救助に必要な物資の調達についてとりきめている。</p> <p>(ア) 株式会社西友 (イ) 株式会社平和堂</p>	<p>ク 被災状況の調査に協力すること。 ケ 被災区域内の秩序維持に協力すること。 コ リ災証明書交付事務に協力すること。 サ その他の災害応急対策業務に関すること。 なお、ここでいう公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会および歯科医師会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、青年団、婦人会等をいい、防災組織とは、住民の自発的な防災市民組織、施設の防災組織および業種別の防災組織をいう。</p> <p>(2) 地域住民の協力 被災地の地域住民は、県本部および市町本部が実施する応急対策活動に協力するほか、自発的に以下のような防災活動上の責務を負うものとする。なお、市町は、地域住民の防災活動が有効に実施されるための防災啓発、防災知識の普及促進に努めるものとする。</p> <p>ア 防災機関への協力 イ 被害情報等の防災機関への伝達 ウ 出火防止および初期消火 エ 初期救急救助 オ 災害時要援護者の保護 カ 家庭における水、食糧等の備蓄</p> <p>(3) ボランティアの協力 災害時に置いて被災者の救援等を自発的に行うものは、ボランティアとして県本部および市町本部が実施する応急対策活動に協力する。これらボランティア活動が円滑に実施されるために県本部および市町本部は、滋賀県社会福祉協議会等関係団体と連携し、県および市町災害ボランティアセンターの設置運営等必要な措置を講じる。 詳細については、第3章第19節ボランティア対策計画による。</p> <p>(4) 県と公共的団体との事前協議 災害時において他機関の円滑な協力が得られるよう、県は、次のとおり協定を締結し、あるいは事前協議を整え協力体制を確立する。</p> <p>ア 滋賀県生活協同組合連合会との協定 平成8年3月滋賀県生活協同組合連合会と「災害時に必要な物資の調達に関する協定書」を締結し、災害時において、災害救助に必要な物資の調達についてとりきめている。</p> <p>7. 民間との協力 県および市町ならびに防災関係機関は、その所掌事務に関する民間機関等に対し、災害時に積極的協力が得られるよう協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>(1) 県と民間機関との事前協議 災害時において他機関の円滑な協力が得られるよう、県は、次のとおり協定を締結し、あるいは事前協議を整え協力体制を確立する。</p> <p>ア 流通事業者との協定 平成8年3月以降次に掲げる各流通事業者と「災害救助に必要な物資の調達に関する協定書」を締結し、災害時において、災害救助に必要な物資の調達についてとりきめている。</p> <p>(ア) 株式会社西友 (イ) 株式会社平和堂</p>

滋賀県地域防災計画（風水害等対策編）新旧対照表

資料 2-2

修正前	修正後
<p>(ウ) 株式会社マイカル近江八幡サティ (エ) 株式会社ダイエー（平成19年3月協定解約） (オ) イオン株式会社西日本カンパニー（旧；ジャスコ株式会社近畿カンパニー） (カ) 株式会社中部近鉄百貨店（旧；株式会社草津近鉄百貨店） (キ) 株式会社コーストア イ 株式会社オーミマリンとの協定 平成8年3月株式会社オーミマリンと「災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定書」を締結し、災害時において、災害対策基本法に基づき、迅速かつ円滑な災害応急対策を行うために必要な客船等の応援についてとりきめている。 ウ プレハブ建築協会との協定 平成8年3月プレハブ建築協会と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」を締結し、災害時における応急仮設住宅の建設についてとりきめている。 エ 滋賀県建設業協会との協定 平成8年3月滋賀県建設業協会と「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書」を締結し、災害時において、災害対策基本法に基づき、迅速かつ円滑な災害応急対策を行うために必要な土木資機材労力等の応援および応急仮設住宅の建設についてとりきめている。 オ 滋賀県警備業協会との協定 平成8年3月滋賀県警備業協会と「災害時における交通および地域安全の確保等の業務に関する協定」を締結し、災害時における交通および地域安全の確保等の業務に関する協力についてとりきめている。 カ 社団法人 滋賀県測量設計技術協会との協定 平成15年8月社団法人滋賀県測量設計技術協会と「災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定」を締結し災害時における土木施設の被害状況調査の応援を社会貢献活動として実施することについて取り決めている。 キ 株式会社ファミリーマートとの協定 平成16年11月株式会社ファミリーマートと「災害時における応急生活物資の供給および帰宅困難者への支援に関する協定」を締結し、災害時において生活物資の迅速な供給と帰宅困難者に対する各種支援協力について取り決めている。 ク 社団法人 滋賀県宅地建物取引業協会および社団法人全日本不動産協会滋賀県本部との協定 平成16年12月（社）滋賀県宅地建物取引業協会および（社）全日本不動産協会滋賀県本部と「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結し、災害発生時の迅速かつ効果的に民間の賃貸住宅の空室情報の提供等を行うための協力を定めている。 ケ 株式会社ノエビアとの協定 平成17年1月に、株式会社ノエビアと「災害時におけるヘリコプターの応援に関する協定」を締結し、災害時に医薬品、衛生材料および医療従事者等を被災地周辺に搬送するため航空輸送手段の協力を定めている。 コ コンビニエンスストア・外食事業者との協定 平成17年2月に、関西広域連携協議会が関西2府5県3政令市を代表して「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」を締結し、地震等の災害が発生し、交通が途絶した場合の帰宅困難者に対する支援について相互に協力することを定めている。 関西広域連携協議会構成自治体</p>	<p>(ウ) 株式会社マイカル近江八幡サティ (エ) 株式会社ダイエー（平成19年3月協定解約） (オ) イオン株式会社西日本カンパニー（旧；ジャスコ株式会社近畿カンパニー） (カ) 株式会社中部近鉄百貨店（旧；株式会社草津近鉄百貨店） (キ) 株式会社コーストア イ 株式会社オーミマリンとの協定 平成8年3月株式会社オーミマリンと「災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定書」を締結し、災害時において、災害対策基本法に基づき、迅速かつ円滑な災害応急対策を行うために必要な客船等の応援についてとりきめている。 ウ プレハブ建築協会との協定 平成8年3月プレハブ建築協会と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」を締結し、災害時における応急仮設住宅の建設についてとりきめている。 エ 滋賀県建設業協会との協定 平成8年3月滋賀県建設業協会と「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書」を締結し、災害時において、災害対策基本法に基づき、迅速かつ円滑な災害応急対策を行うために必要な土木資機材労力等の応援および応急仮設住宅の建設についてとりきめている。 オ 滋賀県警備業協会との協定 平成8年3月滋賀県警備業協会と「災害時における交通および地域安全の確保等の業務に関する協定」を締結し、災害時における交通および地域安全の確保等の業務に関する協力についてとりきめている。 カ 社団法人 滋賀県測量設計技術協会との協定 平成15年8月社団法人滋賀県測量設計技術協会と「災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定」を締結し災害時における土木施設の被害状況調査の応援を社会貢献活動として実施することについて取り決めている。 キ 株式会社ファミリーマートとの協定 平成16年11月株式会社ファミリーマートと「災害時における応急生活物資の供給および帰宅困難者への支援に関する協定」を締結し、災害時において生活物資の迅速な供給と帰宅困難者に対する各種支援協力について取り決めている。 ク 社団法人 滋賀県宅地建物取引業協会および社団法人全日本不動産協会滋賀県本部との協定 平成16年12月（社）滋賀県宅地建物取引業協会および（社）全日本不動産協会滋賀県本部と「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結し、災害発生時の迅速かつ効果的に民間の賃貸住宅の空室情報の提供等を行うための協力を定めている。 ケ 株式会社ノエビアとの協定 平成17年1月に、株式会社ノエビアと「災害時におけるヘリコプターの応援に関する協定」を締結し、災害時に医薬品、衛生材料および医療従事者等を被災地周辺に搬送するため航空輸送手段の協力を定めている。 コ コンビニエンスストア・外食事業者との協定 平成17年2月に、関西広域連携協議会が関西2府5県3政令市を代表して「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」を締結し、地震等の災害が発生し、交通が途絶した場合の帰宅困難者に対する支援について相互に協力することを定めている。 関西広域機構（KU）構成自治体</p>

修正前	修正後
<p>三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、神戸市 コンビニエンスストア・外食事業者</p> <p>株式会社ローソン、株式会社セブン・イレブン・ジャパン、株式会社ファミリーマート、株式会社エーエム・ピーエム・近鉄、株式会社デイリーヤマザキ、株式会社ココストア、国分グロースーズチエーン株式会社、ミニストップ株式会社、株式会社ポプラ、株式会社フルボ（旧株式会社チコマート）、株式会社サークルKサンクス、株式会社吉野家ディー・アンド・シー、株式会社イデア・リンク、株式会社ジャパン、株式会社ストロベリーコーンズ</p> <p>サ 社団法人 日本アマチュア無線連盟滋賀県支部との協定 平成18年4月に、社団法人 日本アマチュア無線連盟滋賀県支部と「アマチュア無線による災害時応援協定」締結を締結し、災害時における情報の収集および伝達について協力することを定めている。</p> <p>第14節 自衛隊災害派遣計画 1. 計画方針 [略] 2. 災害派遣要請の範囲 [略] 3. 災害派遣要領 (1) 災害派遣要請者および要請先 ア 要請者 知事が自衛隊の災害派遣要請を行う。 ただし、事故等何らかの理由によって、知事と連絡がとれない場合には、次の役職者に 囲みの数字</p>	<p>三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、神戸市 コンビニエンスストア・外食事業者</p> <p>株式会社ローソン、株式会社セブン・イレブン・ジャパン、株式会社ファミリーマート、株式会社エーエム・ピーエム・近鉄、株式会社デイリーヤマザキ、株式会社ココストア、国分グロースーズチエーン株式会社、ミニストップ株式会社、株式会社ポプラ、株式会社フルボ（旧株式会社チコマート）、株式会社サークルKサンクス、株式会社吉野家ディー・アンド・シー、株式会社イデア・リンク、株式会社ジャパン、株式会社ストロベリーコーンズ、 <u>株式会社吉番屋、株式会社スギ薬局、株式会社ダスキン、株式会社コタカファーマシー</u></p> <p>サ 社団法人 日本アマチュア無線連盟滋賀県支部との協定 平成18年4月に、社団法人 日本アマチュア無線連盟滋賀県支部と「アマチュア無線による災害時応援協定」締結を締結し、災害時における情報の収集および伝達について協力することを定めている。</p> <p><u>シ 三笠コカ・コーラボトリング株式会社との協定</u> <u>平成19年7月に、三笠コカ・コーラボトリング株式会社と「災害時における飲料の提供協力に関する協定」を締結した。</u></p> <p><u>ス 特定非営利活動法人日本レスキュー協会との協定</u> <u>平成19年12月に、特定非営利活動法人日本レスキュー協会と「災害時における災害救助犬の出动に関する協定」を締結した。</u></p> <p><u>セ (社)滋賀県電業協会との協定</u> <u>平成20年3月に、(社)滋賀県電業協会と「災害時における応急救援活動への応援に関する協定」を締結した。</u></p> <p><u>ソ (社)滋賀県下水道管路維持協会との協定</u> <u>平成20年3月に、(社)滋賀県下水道管路維持協会と「地震災害時における流域下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定」を締結した。</u></p> <p><u>タ (社)滋賀県造園協会との協定</u> <u>平成20年5月に、(社)滋賀県造園協会と「災害時における応急救援活動への応援に関する協定」を締結した。</u></p> <p>第14節 自衛隊災害派遣計画 1. 計画方針 [略] 2. 災害派遣要請の範囲 [略] 3. 災害派遣要領 (1) 災害派遣要請者および要請先 ア 要請者 知事が自衛隊の災害派遣要請を行う。 ただし、事故等何らかの理由によって、知事と連絡がとれない場合には、次の役職者に 囲みの数字</p>

修正前	修正後
<p>で示した優先順位にしたがって知事の代理として決裁を受け自衛隊への災害派遣要請を行う。 副知事 防災危機管理監（<u>防災危機管理局長</u>） <u>防災危機管理局副局長</u></p> <p>[以下、略]</p> <p>第15節 ~ 第17節 [略] 第18節 ボランティア対策計画</p> <p>1. 計画方針 災害時におけるボランティア活動の重要性に鑑み、県本部および市町本部は、被災者の救援等を行うための自発的なボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会等関係団体と連携し必要な措置を講じる。</p> <p>2. 計画の内容</p> <p>(1) 専門ボランティアとの協力に関する計画(各機関) 災害応急対策において必要性の高い特定の専門技能を有するボランティア(建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、柔道整復士等)の派遣が必要な場合、県本部(担当班)が、関係団体と連携し、専門ボランティアの募集、登録、派遣調整を行い、併せて必要な援助を行う。</p> <p>(2) 災害ボランティアの支援に関する計画(県民活動課、健康福祉政策課) ア 基本方針 県下で大規模な災害が発生し、全国各地から被災者の救援等のため被災地に赴く災害ボランティアが多数予想される場合、県本部および市町本部は社会福祉協議会等と連携して災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアに関する情報提供、相談、登録等を行い、その活動を支援する。また、県本部および市町本部は、ボランティア活動の拠点や必要な資機材の提供に努めるほか、活動に当たったボランティア保険制度の普及を図る。 イ 災害ボランティアセンターの設置と運営 (ア) 災害発生後、多数の災害ボランティアの申し出が予想される場合には、原則として県庁内に災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動に関する情報提供、相談、登録等の業務を行う。その際、県本部はセンターの業務に必要な専用電話回線等を確保するとともに、報道機関と連携を図ってボランティア関連情報の広報活動を行う。その運営については、県本部および県社会福祉協議会等のボランティア関係団体が共同して行うこととする。また、他都道府県に対しては居住者を対象とする災害ボランティア相談窓口の設置を依頼し、当該相談窓口と県災害ボランティアセンターが連携することにより業務の効率化を図る。 (イ) 県社会福祉協議会等ボランティア関係団体は、県災害ボランティアセンターに担当職員を派遣し、県本部と共同して災害ボランティアセンターの運営に当たる。 (ウ) 市町においても、必要に応じて<u>県に準じた体制</u>の災害ボランティアセンターを設置することとし、市町は、災害ボランティアセンターの設置について市町防災計画に規定することとする。 また、市町災害ボランティアセンターおよび市町本部は、ボランティアの必要数、支援業務内容、受付場所、受入体制等について速やかに県災害ボランティアセンターに連絡する。 (エ) 災害ボランティアは、活動に際し、ボランティア保険に加入するものとする。</p>	<p>で示した優先順位にしたがって知事の代理として決裁を受け自衛隊への災害派遣要請を行う。 副知事 防災危機管理監 <u>防災危機管理局長</u> <u>防災危機管理局副局長</u></p> <p>[以下、略]</p> <p>第15節 ~ 第17節 [略] 第18節 ボランティア対策計画</p> <p>1. 計画方針 災害時におけるボランティア活動の重要性に鑑み、県本部および市町本部は、被災者の救援等を行うための自発的なボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会等関係団体と連携し必要な措置を講じる。</p> <p>2. 計画の内容</p> <p>(1) 専門ボランティアとの協力に関する計画(各機関) 災害応急対策において必要性の高い特定の専門技能を有するボランティア(建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、<u>外国語通訳ボランティア、カウンセラー</u>、柔道整復士等)の派遣が必要な場合、県本部(担当班)が、関係団体と連携し、専門ボランティアの募集、登録、派遣調整を行い、併せて必要な援助を行う。</p> <p>(2) 災害ボランティアの支援に関する計画(県民活動課、健康福祉政策課) ア 基本方針 県下で大規模な災害が発生し、全国各地から被災者の救援等のため被災地に赴く災害ボランティアが多数予想される場合、県本部および市町本部は社会福祉協議会等と連携して災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアに関する情報提供、相談、登録等を行い、その活動を支援する。また、県本部および市町本部は、ボランティア活動の拠点や必要な資機材の提供に努めるほか、活動に当たったボランティア保険制度の普及を図る。 イ 災害ボランティアセンターの設置と運営 (ア) 災害発生後、多数の災害ボランティアの申し出が予想される場合には、原則として県庁内に災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動に関する情報提供、相談、登録等の業務を行う。その際、県本部はセンターの業務に必要な専用電話回線等を確保するとともに、報道機関と連携を図ってボランティア関連情報の広報活動を行う。その運営については、県本部および県社会福祉協議会等のボランティア関係団体が共同して行うこととする。また、他都道府県に対しては居住者を対象とする災害ボランティア相談窓口の設置を依頼し、当該相談窓口と県災害ボランティアセンターが連携することにより業務の効率化を図る。 (イ) 県社会福祉協議会等ボランティア関係団体は、県災害ボランティアセンターに担当職員を派遣し、県本部と共同して災害ボランティアセンターの運営に当たる。 (ウ) 市町においても、必要に応じて<u>市町</u>の災害ボランティアセンターを設置することとし、市町は、災害ボランティアセンターの設置について市町防災計画に規定することとする。 また、市町災害ボランティアセンターおよび市町本部は、ボランティアの必要数、支援業務内容、受付場所、受入体制等について速やかに県災害ボランティアセンターに連絡する。 (エ) 災害ボランティアは、活動に際し、ボランティア保険に加入するものとする。</p>

修正前	修正後
<p>第19節 [略]</p> <p>第4章 災害復旧計画 第1節～第4節第2（2） [略] （3）住宅復興資金 災害、地震、暴風雨等の大災害により住宅に被害を受けた者に対し、<u>住宅金融公庫</u>の規定により災害復興住宅資金の融資を適用し、建設または補修に要する資金の貸付を行う。</p> <p>ア 資金の種類 （ア）災害復興住宅建設資金 （イ）補修資金</p> <p>イ 県および市町の措置 （ア）災害復興住宅資金 県および市町は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、<u>住宅金融公庫法</u>に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査および被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るように努める。</p> <p>（イ）災害特別貸付金 災害により滅失家屋がおおむね10戸以上となった被災地の市町長は、り災者の希望により災害の実態を調査したうえで、り災者に対する貸付金の融資を<u>住宅金融公庫</u>大阪支所に申し出るとともに、り災者に融資制度の周知徹底を図り、借り入れ申し込みの希望者に対して借り入れの指導を行うものとする。</p> <p>[以下略]</p> <p>第5節 被災者等への支援計画 第1 . [略] 第2 . 被災者生活再建支援金の支給計画</p> <p>1. 計画方針 被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、被災者の自立した生活の開始を支援する。</p> <p>2. 計画内容 （1）法律の適用 ア．対象となる災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象基準は次のとおりである。 （ア）災害救助法が適用される程度の災害 市町の区域内における住家滅失世帯数が参考に掲げる「市町別災害救助法適応基準一覧表」に掲げる「適用1」欄以上である場合、または県の区域内における住家滅失世帯数が1,500世帯以上で、市町の区域内における住家滅失世帯数が「市町別災害救助法適応基準一覧表」に掲げる「適用2」欄以上である場合。（滅失世帯数には、災害救助法施行令第1条第2項のいわゆる見なし規定による算定</p>	<p>第19節 [略]</p> <p>第4章 災害復旧計画 第1節～第4節第2（2） [略] （3）住宅復興資金 災害、地震、暴風雨等の大災害により住宅に被害を受けた者に対し、<u>住宅金融支援機構</u>の規定により災害復興住宅資金の融資を適用し、建設または補修に要する資金の貸付を行う。</p> <p>ア 資金の種類 （ア）災害復興住宅建設資金 （イ）補修資金</p> <p>イ 県および市町の措置 （ア）災害復興住宅資金 県および市町は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、<u>住宅金融支援機構法</u>に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査および被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るように努める。</p> <p>（イ）災害特別貸付金 災害により滅失家屋がおおむね10戸以上となった被災地の市町長は、り災者の希望により災害の実態を調査したうえで、り災者に対する貸付金の融資を<u>住宅金融支援機構</u>大阪支所に申し出るとともに、り災者に融資制度の周知徹底を図り、借り入れ申し込みの希望者に対して借り入れの指導を行うものとする。</p> <p>[以下略]</p> <p>第5節 被災者等への支援計画 第1 . [略] 第2 . 被災者生活再建支援金の支給計画</p> <p>1. 計画方針 被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、被災者の自立した生活の開始を支援する。</p> <p>2. 計画内容 （1）法律の適用 ア．対象となる災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象基準は次のとおりである。 （ア）災害救助法が適用される程度の災害 市町の区域内における住家滅失世帯数が参考に掲げる「市町別災害救助法適応基準一覧表」に掲げる「適用1」欄以上である場合、または県の区域内における住家滅失世帯数が1,500世帯以上で、市町の区域内における住家滅失世帯数が「市町別災害救助法適応基準一覧表」に掲げる「適用2」欄以上である場合。（滅失世帯数には、災害救助法施行令第1条第2項のいわゆる見なし規定による算</p>

修正前	修正後																														
<p>数を含む)</p> <p>(イ) 市町の区域内における住家全壊の世帯数が10以上である災害</p> <p>(ウ) 県内における住家全壊の世帯数が100以上である災害</p> <p>(エ)(ア) から(ウ) に規定する市町または都道府県の区域に隣接する市町のうち、人口10万人未満で全壊世帯数が5以上である災害</p> <p>イ. 被害の認定</p> <p>被害の認定は、参考に掲げる「災害の被害認定基準」に基づき、市町は適正かつ迅速に行うものとする。</p> <p>ただし、大規模半壊については、損壊部分が延べ床面積の50%以上70%未満、または損害割合(経済的被害)が40%以上50%未満とする。</p> <p>ウ. 公示</p> <p>県は、市町からの被害報告にもとづき、発生した災害が被災者生活再建支援法の対象となるものと認められた場合は、速やかに内閣府政策統括官(防災担当)に報告するとともに、公示を行う。</p> <p>(2) 支給対象世帯と支給限度額</p> <p><u>(1)のウにより公示された災害により、住家が全壊した世帯またはこれに準ずる被害を受けたと認められる世帯のうち、下記の要件に該当する世帯に対し、支給限度額の範囲内で支給する。</u></p> <p>(単位: 万円)</p> <table border="1" data-bbox="100 758 851 1273"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯全員の年収、年齢等</th> <th rowspan="2">世帯数</th> <th rowspan="2">支給限度額</th> <th rowspan="2">生活関係経費</th> <th colspan="2">居住関係経費</th> </tr> <tr> <th></th> <th>うち家賃等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">500万円以下の世帯</td> <td>複 数</td> <td>300</td> <td>100</td> <td>200</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>単 数</td> <td>225</td> <td>75</td> <td>150</td> <td>37.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・世帯主が45歳以上または要援護世帯で 500万円<年収 700万円 ・世帯主が60歳以上または要援護世帯で 700万円<年収 800万円</td> <td>複 数</td> <td>150</td> <td>50</td> <td>100</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>単 数</td> <td>112.5</td> <td>37.5</td> <td>75</td> <td>18.75</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>居住関係経費については、大規模半壊世帯または被災住宅が自己所有でない世帯は、支給限度額が2分の1となる(家賃等を除く)。また、被災時に居住していた都道府県外(当該都道府県に隣接する市町は除く)に移転する場合は、経費の算出にあたり2分の1を乗じる。なお、生活関係経費については、大規模半壊世帯は申請することができない。</u></p> <p>(3) 支給対象経費</p> <p><u>被災者の自立した生活の再建にあたり必要となる下記の経費に対して支給する。</u></p>	世帯全員の年収、年齢等	世帯数	支給限度額	生活関係経費	居住関係経費			うち家賃等	500万円以下の世帯	複 数	300	100	200	50	単 数	225	75	150	37.5	・世帯主が45歳以上または要援護世帯で 500万円<年収 700万円 ・世帯主が60歳以上または要援護世帯で 700万円<年収 800万円	複 数	150	50	100	25	単 数	112.5	37.5	75	18.75	<p>定数を含む)</p> <p>(イ) 市町の区域内における住家全壊の世帯数が10以上である災害</p> <p>(ウ) 県内における住家全壊の世帯数が100以上である災害</p> <p><u>(エ)(ア)または(イ)に規定する被害が発生し、県内その他の市町(人口10万人未満に限る)のうち全壊世帯数が5以上である災害</u></p> <p>(オ)(ア) から(ウ) に規定する市町または都道府県の区域に隣接する市町のうち、人口10万人未満で全壊世帯数が5以上である災害</p> <p>イ. 被害の認定</p> <p>被害の認定は、参考に掲げる「災害の被害認定基準」に基づき、市町は適正かつ迅速に行うものとする。</p> <p>ただし、大規模半壊については、損壊部分が延べ床面積の50%以上70%未満、または損害割合(経済的被害)が40%以上50%未満とする。</p> <p>ウ. 公示</p> <p>県は、市町からの被害報告にもとづき、発生した災害が被災者生活再建支援法の対象となるものと認められた場合は、速やかに内閣府政策統括官(防災担当)に報告するとともに、公示を行う。</p> <p>(2) 支給対象世帯</p> <p><u>ア. 住宅が全壊した世帯</u></p> <p><u>イ. 住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</u></p> <p><u>ウ. 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</u></p> <p><u>エ. 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯</u></p> <p>(3) 支援金の支給額</p> <p><u>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。</u></p>
世帯全員の年収、年齢等					世帯数	支給限度額	生活関係経費	居住関係経費																							
		うち家賃等																													
500万円以下の世帯	複 数	300	100	200	50																										
	単 数	225	75	150	37.5																										
・世帯主が45歳以上または要援護世帯で 500万円<年収 700万円 ・世帯主が60歳以上または要援護世帯で 700万円<年収 800万円	複 数	150	50	100	25																										
	単 数	112.5	37.5	75	18.75																										

修正前

ア．生活関係経費

(ア)生活に通常必要な物品の購入や修理、転居に要する経費

(イ)被災世帯に属する者の特別な事情により必要となる物品(ベビーカー、医療用具等)の購入や修理に要する経費、転居のための旅費、当該災害にかかる医療にかかる経費等

イ．居住関係経費

(ア)住宅の再建設のため必要な従前住宅の解体、従前住宅から発生した廃棄物の撤去および整地費に要する費用

(イ)住宅の建設または購入のための借入金その他の債務に係る利息および債務保証料

(ウ)住宅(公営住宅を除く)を賃借する場合における当該住宅の家賃

(エ)住宅の建設が完了し、または住宅の購入をするまでの間一時的な居住の用に供する仮設住宅その他の物件または施設の利用料

(オ)上記(ア)から(エ)に掲げるもののほか、住宅の賃借、建設、購入等をするうえで必要となる以下の手数料的経費

住宅の建築確認、完了検査および中間検査に係る申請料および建築士等に支払う報酬

仲介手数料

住宅の表示登記、所有権保存登記、所有権移転登記または抵当権設定登記について、土地家屋調査士または司法書士等に支払う報酬

水道加入分担金

(4) 支給申請

市町は、支援金支給の申請を受けた場合、速やかに申請書類の審査、当該申請に係る被害の認定を行う。

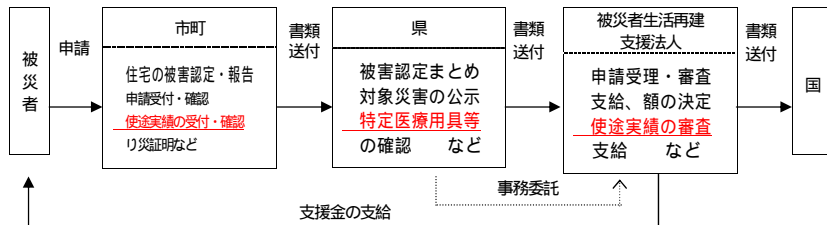
県は、市町から申請書類の送付があった場合、これを審査のうえ支給の可否を決定する。

県は、支援金の支給に係る事務のすべてを下記(5)の被災者生活再建支援法人に委託する。

(5) 被災者生活再建支援法人

内閣総理大臣は、支援金の支給業務を行う団体として、被災者生活再建支援法人を指定する。各都道府県は、被災者生活再建支援法人に対し、支援業務を運営するための基金に充てるために必要な資金を、都道府県の区域内世帯数等を考慮して拠出する。

(被災者生活再建支援金の支給手順)



[以下略]

修正後

(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

ア．住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 ((2)アに該当)	半壊 ((2)イに該当)	長期避難 ((2)ウに該当)	大規模半壊 ((2)エに該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ．住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(または補修)する場合は、合計で200(または100)万円

(4) 支給申請

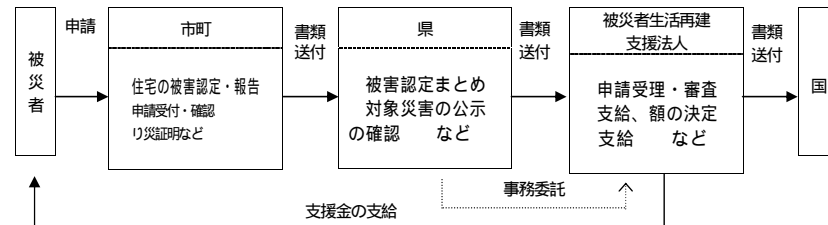
市町は、支援金支給の申請を受けた場合、速やかに申請書類の審査、当該申請に係る被害の認定を行う。

県は、支援金の支給に係る事務のすべてを下記(5)の被災者生活再建支援法人に委託している。

(5) 被災者生活再建支援法人

内閣総理大臣は、支援金の支給業務を行う団体として、被災者生活再建支援法人を指定することとされており、財団法人都道府県会館がその指定を受けている。各都道府県は、被災者生活再建支援法人に対し、支援業務を運営するための基金に充てるために必要な資金を、都道府県の区域内世帯数等を考慮して拠出する。

(被災者生活再建支援金の支給手順)



[以下略]